

第百九十三回国
参議院財政金融委員会會議録第十二号

平成二十九年四月二十五日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

補欠選任

青山 繁晴君

鶴保 庸介君

四月十八日

辞任

補欠選任

松川 るい君

野上浩太郎君

四月十九日

辞任

補欠選任

野上浩太郎君

松川 るい君

四月二十四日

辞任

補欠選任

藤末 健三君

矢田わか子君

出席者は左のとおり。

委員長

藤川 政人君

理事

大家 敏志君

中西 健治君

長峯 誠君

三宅 伸吾君

大塚 耕平君

委員

愛知 治郎君

石田 昌宏君

徳茂 雅之君

中山 恭子君

松川 るい君

三木 亨君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

風間 直樹君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

麻生 太郎君

副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

越智 隆雄君

木原 稔君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

武村 展英君

事務局側

常任委員会専門員

小野 伸一君

政府参考人

内閣府大臣官房審議官

田中愛智朗君

金融庁監督局長

遠藤 俊英君

財務大臣官房長

岡本 薫明君

財務省理財局長

佐川 宣寿君

説明員

会計検査院事務総局第三局長

戸田 直行君

参考人

日本銀行副総裁

岩田規久男君

日本銀行理事

雨宮 正佳君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日米経済対話に関する件)

(財務省における公文書管理に関する件)

(テロ等準備罪の対象犯罪に関する件)

(銀行のカードローンに関する件)

(金融緩和の出口戦略に関する件)

○金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、青山繁晴君及び藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として鶴保庸介君及び矢田わか子君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官田中愛智朗君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行副総裁岩田規久男君及び同理事雨宮正佳君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中山恭子君 自民党・こころの中山恭子でございます。

今週といましようか、先週四月十八日に、麻生副総理とベンス米国副大統領との日米経済対話が開かれました。また、その後、続いて二十日、二十一日にはG20財務大臣・中央銀行総裁會議が開催されました。引き続き、二十二日には国際通貨金融委員會が開催されております。麻生大臣におかれましては、この一週間、随分と充実した日々を、そのときを過ごされたのではないかと拝察しております。

実は私、こちら側からの質問ははじめてに近い状況でございます。

まず、麻生副総理とベンス米国副大統領との間の日米経済対話について伺いたします。実は、発表になりました日米経済対話に関する共同プレスリリースというのは読みましたけれども、ちょっと分かりづらいものでございました。是非、この際、麻生副総理から、ベンス米国副大統領との会談の様態ですか、お感じになったこと、今、これからの課題などを分かりやすくお話しただければ有り難いと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 先週の十八日の日に、いわゆる日米経済対話の第一回目ということで、ベンス副大統領の来日に合わせて私どもと會議をさせていただくことになりました。

この中で、基本的に我々は幾つかのことを一致しておるんですけれども、まず、貿易とか投資とかいうものは、これルールを決めないといかぬ

のであつてという話をして、その上で我々としては、こういったものを高いレベルで公正なルールを作つて、その上で二国間できちんというものができればそれを多国間にも広めていける、そういうようなきちんとしたルールを作つていくのが必要なのではないかとというのが第一点だと思います。

二つ目に、構造政策とか、経済やら構造政策の中で協力していくという中で、いわゆる三本の矢というようなアプローチというものを、これは日米で積極的に活用していくということで、これはバランスの取れた話をしないと、今までのように、アメリカは日本に対して摩擦がある摩擦があるという話をして、こつちはその摩擦に対応してきたのは一九六五年の繊維交渉の頃からパターンは同じですから、そういった意味では摩擦ではなくて協力という、言葉が全く変わつてくるので、こちらから振り込んだ話でもありますので、そういった意味では、両方でバランスの取れた成長を目指していこうという話をさせていただきまし

た。それから三つ目に、いわゆる分野別にいろいろ交渉をしていかないかぬと、これなるんですけれども、例えば高速鉄道のインフラとかエネルギー、エネルギーというなら、例えば石炭によります超超臨界というものが、世界で最も優れた日本の石炭火力の技術がありますので、こういったようなものを我々としては両方でやつていけるのではないかとという話をさせていただいて、それ以後、第二回目をということをやらせていただこうと思つておるんですけれども。

御存じのように、まだアメリカの場合はデビュティ、いわゆる次官、局長、審議官がまだ議会の承認が通つておりませんので、今のところ、早い話が、大臣以外話ができる相手はいない、これが今アメリカにおける現状ですから、これだけちよつと長い空白期間は今まで余りなかったと思いますけれども、そういった状況にありますので、しばらく時間が掛かるかと思ひますけれども、

も、そういったものをきちんと対話をしていかないかぬ、これから少しづつ詰めていかないかぬところだと思つておりますけれども、基本的には、今置かれて、たんだんと、なかなか、向こうのスタッフが決まつていない以上なかなかそうは進んでおりませんので、スタッフが決まり次第我々としてはとつて、こちら側の準備だけは整えていくという、スタッフも見せましたし、こちら側から、そういった意味では、こちらも早く決めてもらいたいというように話をさせていただいております。

○中山恭子君 ありがとうございます。

スタッフが決まつてからというお話でございますが、私自身は、両国の首脳、スタッフという形だけではなくて、やはり副大統領、副総理というこのお二方が日米関係の経済問題について幅広い形で対話を続けていくという、どなたが考えたのかは知りませんが、日米間の間では出色の出来ではないだろうかと思つておりますので、今後、是非、麻生副総理が中心になって、財政だけではなくて経済全体についてのアメリカとの対話を進めていただきたいと考えているところでございます。

さらに、最近、保護主義というものがいろんな国際会議の場でも、G20でも、ほとどの会議でもこの保護主義的な話が今出てきております。ただ、今の保護主義、一九七〇年代、八〇年代の日米貿易摩擦とは違う次元のものであるはずだと考えております。

一九七五年から七八年まで、私自身、IMFで三年間勤務をいたしました。この間、為替レートが三百八円から、出発するときには三百八円でしたが、日本を、帰国するときには百六十八円とか百七十四円台で動いている頃でございました。非常に激しい円高の動きになっておりました。IMFの中で、ああ、国際金融というのはこういう形で決められていくのだというように、非常に興味深い、又はびっくりするような動きを直接目にしていた当時でございます。

ただ、七〇年代後半から日本の車がアメリカの町を盛んに走り出しました。七〇年代、八〇年代の日米の貿易摩擦というのは、そういった個別の品目の摩擦であつたように考えています。

現在の保護主義というのは、単に個別品目に関するだけでなく、いろんな分野のものが入つていて、それをいわれる保護主義といふだけで解決できるものでもないと考えておりますが、麻生大臣はこの保護主義的な世界の動きについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくとも、中山先生、さきの戦争、第二次世界大戦が終わるまでは、間違いなく経済は国土の大きさにほぼ比例して経済力が強いというのが間違いのない歴史的な事実だと思ひますが、この戦争が終わつて、アメリカという国が世界のGDPの三十何%を持つていましたから、それもあったおかげで、自由貿易というのをアメリカが言い始めたのが最初の、自由貿易というものがえらく世の中に出ていくんですが、この結果どういふ国が大きな力を持ったかといへば、明らかに西ドイツと日本であります。

両方とも、国土は戦争によつて一挙に、満州がなくなり、樺太がなくなり、台湾、朝鮮、いずれも皆当時領土じゃなくなつておりますので、日本。東ドイツを失ひ、ポーランド等々、いずれも東ヨーロッパを失つた西ドイツも、御存じのように経済がこれだけ巨大なものになつて、世界第二位だ、第三位だということの上がついていった最大の理由は自由貿易という、はっきりしてありますので。その意味では、日本にとりましては、自由貿易の恩恵に浴した国が一番、二番は間違いなくドイツと日本ということにならうかと思ひます。

その意味では、基本的に、我々としては、自由貿易というのがきちつと作用するように支援をしていくのが一番の基本なんだ、それが国益に沿うと思つておりますし、各国もそういった方向で、大きな国にしてみれば、アメリカはかつて三

十幾つあつたものが今二〇%少々ぐらになつてきておりますので、間違いなく相対的な経済力というのは落ちております。日本の場合、ほぼ二、三%だつたものが今は九%、一〇%に、まあ年によつて違ひますけれども、そういうことになつてきたというんで、ですから、やつぱり両方、そういった自由貿易を信奉する国々はきちつとそれを手を携えてやつていかないかぬということなんだと思つております。

アメリカの場合、今、何となく二国間貿易の間において対日貿易が赤とか対中貿易が赤とかいう点が非常に大きなあれで、我々はそれによつて、NAFTAの協定によつてメキシコ、カナダとの間に巨大な貿易赤字が立つておる、それは間違いなく立つていますけれども、それを二国間とかいふ話で解消されようとしていくというのが今よく言われている話ですけど、それなかなかそんな簡単な話じゃないんであつて、あの内容を見てもえれば、今自動車摩擦の話がされましたけれども、日本の自動車摩擦はおつしやるように一九七〇年代、八〇年代までは、七〇年代ですかね、あれは、アメリカの対外貿易赤字の五三%が日本一國だつたと思ひますが、今、それ以後、日本は、アメリカに車を輸出するのではなくて、アメリカで車を造つて、アメリカからアメリカ製の日本車を海外に輸出するというのを始めて、かつて三百万台輸出しておりましたけれども、今はアメリカ国内で四百万台を造り、四十何万台をアメリカから輸出するというような形になつておるのが今の実態ですから、貿易赤字から見ますと九%ぐらになつておると思つております。

傍ら、中国は四八%ぐらいの赤字を中国一國で負つておりますので、バイでやつていくと、いろいろな話で、それが全部がバランスするんというのには常識的には考えられませんが、こつちで黒でもこつちは赤ということには十分にあるんだと思ひますが、極端に中国みたいに五〇%なんということになれば、それはちよつと、少々形として触らないかぬところになつてきていますとい

うのが今の状況で、そのために一番手っ取り早いのは為替の操作ということになるので、かつて、プラザ合意のときまでに、あれ二百四十円だったものが約一年半ぐらいのもので百二十円ぐらいまで落ちましたので、ドルの力がそれだけ落ちたということだと思いますが、日本の場合はその間、国際的に見れば倍金持ちになったわけですから、その意味で、それを使って海外に積極的に、金が倍になったと、使えるマネーが倍増えたということとを前提にして、それで海外の会社を買い、海外で工場を造り、そういうのを積極的に、円高を利用して海外に出ていったというのがその間の歴史だと思えますけれども。

いずれにしても、こういったのはよくよくみんな話して合っていないと、一方的な都合だけでやられると思うし、大きな国が税制を、国境税等々、一方的な話をばいっと思いつきみたいにされてもなかなか他国に与える影響がでかいので、よくよく話し合ってもらわなければいけない話やら何やらを今させていただきましたし、これからはそういった話でゆとり議論を積み重ねてまいりたいと考えておりますが、基本は、自由貿易というのは国益に裨益するものだと思っております。

○中山恭子君　ありがとうございます。

自由貿易は日本として進めていくということをしつかりお話しただきまして、有り難いことだと思っております。

前回、三月に開かれましたG20のときには、その保護主義への対抗という言葉が消えたというように報道されておりますし、ただ、先日の国際通貨基金委員会の共同声明では、保護主義に対抗するという文言が削られた代わりに、内向きの志向の政策を避けるという単語が、そういう表現がなされたということでございますので、世界的に見れば自由貿易主義というものが今もなおしっかりと根付いているんだらうと考えているところがございます。

是非、麻生副総理として、国際経済・金融の場

において、縮小方向ではなくて、活発な経済を保っていくという方向でリーダーシップを取って動いていただきたいと思っております。

ついでは言っていないんですが、そういう中で、直接の御担当ではないかもしれませんが、TPPの問題についてお考えを伺いたいと思っております。

私自身、昨年の十二月八日に、これはTPP特別委員会が総理に対して質問いたしました。そのときには、アメリカがTPPに入らないということ宣言した後でございましたが、私からは米國を除く十一か国でTPP協定を発効させる方向に進むべきではないでしょうかということを御提案いたしました。もちろん、条約そのものを変更する必要があるかもしれませんが、それでも十一か国でまとまった上でアメリカの加盟を誘うという方がいいのではないのでしょうかという質問もしましたんですが、そのときには総理からは、まだ当時は米國抜きで進めていこうという議論にはなっていないというお話でございました。

今の段階で副総理としてはどのようにお考えでいらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは甘利先生等々が担当されて約三年近くの歳月が全部でいうと掛かっておりますから、その間いろいろな話で結果的にああいった大筋合意というのはでき上がっております。これを我々としては、我々の譲れる最大のものだと思っておりますし、是非そういった意味ではきちんとやっていきたいと思っておりますが、今、それを変えて、FTA、フリー・トレード・アグリーメントをバイでやるという話を今アメリカがされておられるんだと思えますが、アメリカに対しては、間違ってもらっちゃ困るけれども、バイでやるというのはあれば、少なくともTPPで得られたアメリカの例えば農業なんかに関しては、あれは日本は他國からそれに代わる、アメリカで失うものを他國で得られることになつていふという計算をした上であればまとまったんだから、バイになればそれがいいという前提

になれば、当然、アメリカとの間の農業等々に関するああいう条件は出せないということになるのははつきりしているということをよく分かった上で話をしてもらわないと困りますよという話ははつきり申し上げておりますし、これは、ウィルバー・ロスという商務長官にもお目にかかつて申し上げましたし、ムニューシン財務長官にもペンス副大統領にも皆さん同じようなことは申し上げておりますので。

これをどの程度に触るかということは別にして、アメリカ以外の十一か国に関しては、今度、APECの会談やら何やらでその会合をさるようというような話をしておられますので、その中で十一か国でまとまっていこうじゃないかという話ができるならば、私はそれはそれなりに一つの方法だと思っておりますので、中山先生おっしゃるように、十一か国で事を進めていけば、それは結構、アメリカにとつてみては、自分以外の國で事がどんどん進んでいくということは、肉なんかがやっぱり、あの口蹄病のあったときのアメリカの牛肉の減り方、そしてそのときに増えたオーストラリアの肉のシェアを取り戻すのにアメリカはえらい努力しましたし、苦労が掛かったんだと思いますので。

今回はそういう話ではなくて、オーストラリアの肉やら何やらが、今オージー和牛とかいう訳の分からぬものがえらい高い値段で売れるようになって、和牛というのは特許の名前になつていないそうですから、オージー和牛って何でも使えるんだそうで、オージー和牛という、どこをもつて和牛と言っているのかよく分からぬ代物がえらくアメリカやオーストラリアで売れておりますし、そういったものがまたこっちに輸入されてきているなんて話になつてきて、少しづつそのシェアが増えつつあるというのは、これはアメリカの牛肉業者にとつてはなかなか看過できないところだろうと思ひますので、ならちよつと俺のところもやれとか、いろんな話が出てくる、交渉をやる一つのきっかけになり得るものだと思います

ので、いろんな意味で、アメリカ抜きのTPP十一か国というのは、一つのアプローチとしては決して間違っている方法とは思いません。

○中山恭子君　時間が来たようでございますが、アメリカのいわゆるアメリカ第一主義というのは、何となく二、三十年前の状況に基づいているような印象がございますので、是非、麻生副総理として、アメリカに対してもリードをしていただけたらと思っております。よろしく願ひいたします。

ありがとうございます。

○白眞勲君　おはようございます。民進党の白眞勲でございます。

まず、日本銀行にお聞きしますが、独立性についてお聞きしたいんですが、仮に日本銀行が金融政策面とか何かにおいて、誰もが、おいこれちよつとまずいんじゃないかと、国民の大部分が、これは大変、そのやり方うまくなんじゃないかというような、いわゆるちよつと暴走状態になつていふふうになつた場合に、誰がそれを止める役割があるんでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君)　お答え申し上げます。

日本銀行は、日銀法、日本銀行法の規定に基づき金融政策を運営しているわけでございます。この日本銀行法におきましては、適切な金融政策運営を図られますよう何重もの仕組みが定められておまして、まず、金融政策運営に関する事項、これは両院の同意を得て任命された九人の委員による合議制で、議論の上決められるということになつておりますし、その議事の概要は速やかに公表することが義務付けられております。さらに、国会との関係ということで申し上げますと、おおむね半年に一度、議決事項等を記載した報告書を提出するほか、日本銀行の業務あるいは財産の状況について求められた場合には総裁又はその代理者が説明のために出席しなければならぬと、このように定められております。

このように、日銀法におきまして、まず第一に、国会両院の同意を得て任命されたメンバーに

よる合議制で物事を決めるということ、それから、政策運営の透明性を確保すること、三番目に、説明責任を果たすといった形で、適切な政策運営が確保されるために何重もの仕組みが用意されていると、このように理解してございます。

○白眞勲君 確かに何重にもそういう仕組みが確保されているというふうないう、ただ、一般論としては、総裁の、仮にその今おっしゃいました合議制、政策委員会のことをおっしゃっているんだと思うんですけども、日銀審議委員さんがみんな総裁のイエスマンになっちゃったという場合には、その暴走を止めることは、それは基本的にそこではできなくなっちゃうんじゃないでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

審議委員につきましては、これは何度も繰り返し申し上げられますけれども、国会の同意を得て任命されたメンバーによる合議ということ、きっちり議論がされておるものというふうに了解しておりますし、実際にこれまでの様々な金融政策決定における議決を見ましても賛否の数については様々なパターンがございますので、そうした結果を御覧いただいても、非常に活発で真摯な議論が行われているというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○白眞勲君 確かに、今までは賛否はいろいろあって、ああ、本当にいわゆるいろんな議論があるんだなというのは私も拝見させていただきましてけれども、今後ちょっと心配だなという感じが、私は何となく一抹の不安を感じるわけなんです。

そういう中で、雨宮さんも理事でいらつしやる、雨宮さんも理事です。ですから、例えば総裁が暴走しちゃうたら、やっぱり雨宮さんも一緒に止めるということもあるわけですか。その辺はどうですか。理事もやらなきゃいけないですよ。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

私どもは一般的な会社でいいますと執行役員でございまして、これはあくまで政策委員会、これ総裁も執行の権限を持っているわけでございますけれども、この総裁、副総裁、理事の執行の権限は、あくまで政策委員会が議決された合議の上、議決された事項を執行するという責任において行っておりますので、私としては、あくまでこの執行責任という立場から総裁、副総裁を補佐すると、こういうつもりでございます。

○白眞勲君 つまり、雨宮理事さんは総裁を補佐する役割だから、やっぱり政策委員会じゃなければ駄目なんだということになると、より政策委員会の重要性が高まったなという私は認識が今改めてさせていただいたわけですが、御就任以来、何回官邸に足をお運びになりましたでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) 官邸に足を運んだ回数でございまして、これは過去の記録が全部整っているわけではございませんので、報道等の回数も含めて勘定いたしますと、これまでのところ百五十五回でございます。

○白眞勲君 整っていないというのはどういうことなんでしょうか。普通は、大体的な行動というのは、総裁が行ったのは、それは当然日銀として記録あるんじゃないんでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) 過去の日程については記録が残されていない部分もあるため、申し上げます。

○白眞勲君 前総裁の白川さんと福井さんは何回でしたか。

○参考人(雨宮正佳君) 先ほど申し上げた回数、黒田総裁はこれまで四年間でございまして、任期は白川前総裁と福井元総裁は五年でございまして、この五年間というところで申し上げますと、白川前総裁が百五十八回でございます。

それから、福井元総裁は、これ済みません、正確な記録が不詳でございますけれども、この回数のうち、例えば経済財政諮問会議等の頻度を考えますと、福井総裁の任期五年間の中だけで諮問会

議でももう百五十回以上開催されてございますので、恐らく福井元総裁の場合には、黒田総裁、白川前総裁より多い頻度ではなかったかなというふうに思われます。

○白眞勲君 そうすると、黒田総裁も経済財政諮問会議を入れた形で百五十五回ということでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) さようでございます。

○白眞勲君 ちょっとこれは理事会でも御協議いただきたいんですけども、普通は大体総裁の官邸に行つたものというの、当然それは日銀になきゃおかしいと私は思うんですけど、今、何か報道等によりましてとみたいなことをおっしゃっている、ちょっとその辺り、一回これ練つていただきたいと思ひます。

○委員長(藤川政人君) ただいまの件につきましては、後刻理事会にて協議いたします。

○白眞勲君 次に、森友学園にしまして会計検査院にお聞きしたいというふうに思ひます。

国会としましてこの森友学園問題の国有地売却について会計検査院に調査を依頼していると思うんですけども、現在の進捗状況についてお聞きしたいと思ひますが、どうなっているのでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

会計検査院は、去る三月六日に参議院予算委員会から、国会法の規定により、学校法人森友学園に対する国有地の売却等について検査の御要請をいただいたところでございます。具体的な検査の内容としては、大阪府豊中市の国有地の貸付け及び売却の経緯、貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性、当該国有地の貸付け及び売却に関する行政文書の管理状況の三事項とされたところでございます。

御要請を受けて、会計検査院は、三月七日に、会計検査院法の規定に基づき当該検査を実施する旨を参議院議長宛てに通知申し上げたところでございます。現在、財務省及び国土交通省を対象として検査を実施しておりますけれども、実施中の

検査の状況につきましては今この場でお答えできないことを御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、検査及びその結果の取りまとめが次第、速やかに報告することとしたと考えております。

○白眞勲君 もう一回ちょっと確認しますが、会計検査院さん、その売却に至つた経緯や行政文書の管理状況についても検査をしているということでしょうか。

○説明員(戸田直行君) おっしゃるとおりでございます。

○白眞勲君 内閣府に公文書等の管理の制度についてお聞きしたいというふうに思ひます。

この公文書等の管理に関する法律の第四条にはこう書いてあるんですね。行政機関の職員は、第一条の目的に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなければならぬと書いてありますけれども、ここでお聞きしたいのは、内閣府にですね、契約に至る経緯について記録したメモ類もこの法律における文書に該当するということになるんでしょうか。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、公文書管理法第四条においては、行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成することとされているところでございます。お尋ねの契約に至る経緯について記録したメモ類につきましては、したがいまして、各行政機関の意思決定に至る過程や実績を合理的に跡付け、検証することができるようするため必要であると各行政機関において判断される場合には公文書管理法上作成すべき行政文書であると、こういうふうに認識しております。

○白眞勲君 もう一回確認しますけど、つまり、そういった場合に、メモ類も行政文書にしていかなければならない場合もあるということですよ、しゅうございますね。

○政府参考人(田中愛智朗君) 繰り返しでございますけれども、合理的に跡付け、検証することができるようになるため必要であるという場合には行政文書になるということでございます。

○白眞勲君 例えば、これ内閣府さん、契約は終わっていました、契約は終わりました、サインもしました、月賦払ですといった場合に、月賦つて今言わないのかな、ローンと言っているのかね、支払が終わっていない場合、つまり月賦払にはなつたけどまだ支払が終わっていないとよといった場合の契約に至る過程が記された文書は破棄していいものなんでしょうか。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。

具体的にどのような文書を作成するべきかというところにつきましては、各行政機関において判断することでございます。

したがって、個々の状況については一概に申し上げられないところではございますけれども、先ほど申し上げましたように、合理的に跡付け、又は検証ができることがするようにしなければならぬということではございます。

○白眞勲君 この法律の第一条の趣旨ですね、これを見ると、行政が適正かつ効率的に運営されるようにすることであり、また、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることが目的だと書いてある以上は、この法律の趣旨に鑑みると、やはりこの、いわゆる分割払のまだ支払が終わっていない場合において、契約に至る過程が記された文書というのは、これは破棄しちゃうまくなんじゃないですか。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、公文書管理法の目的につきま

しては、国民に説明する責務が全うされるようということ、これを目的にしておりますので、それを、その目的が達せられるように文書を作成することになってまいります。

○白眞勲君 この公文書管理に関するガイドラインの別表第一の十五にこう書いてある。会計検査院に提出する書類は五年未満となっているわけですよ。だから、当然、そういう今のお答えのような文書、いわゆる記録、経緯を記した文書というのは、最低でも五年未満は、五年以上か、五年以上は保存しなきゃいけないということになりますよ。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。

別表に掲げられております文書については、そのような保存期間が必要ということになってまいります。

○白眞勲君 いやいや、その文書に書いてあるのは、そのとおりでして、私が言っているのは、その公文書管理に関する別表第一の十五には、会計検査院に対する書類は五年未満となつていて、それを見ますと、例えば歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯というものは五年というふうになつていません。だから、それは、やはり、今おっしゃったように、分割払でまだ支払が完了されていないのは、当然残すべき文書であるかないかを私は聞いています。どうでしょうか。

○政府参考人(田中愛智朗君) 別表の十五にございますのは、会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類等々規定がございまして、それらの具体的な文書につきましてはその別表にも類例が示されているところでございます。この類例に従ひまして必要な文書を作成し保存することになります。

○白眞勲君 いえ、ですから、その経緯に関する文書も五年未満ということですから、当然、今、私は今の件について聞いていますので、当然、今、

分割払で支払われてまだない場合においては、当然経緯については保存しておかなきゃいけないんじゃないんですかというのを聞いています。けど、もう一度お答えください。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。

そのような経緯に関する文書がどのようなものかということによりまして、この保存すべき文書に該当するかどうかということが決まっております。それが、どのような文書を該当させるかというところにつきましては、各行政機関の文書管理規則等に基づいて各行政機関で決めいただくということになっております。

○白眞勲君 その経緯について、その保存する文書と保存しなくてもいい文書があるんだなんてどこに法律に書いてあるんですか。

○政府参考人(田中愛智朗君) 文書につきましては様々なものがあるということから、ここには典型的な例について示しているということでございます。具体的などのような文書を残すかということにつきましては、各行政機関で判断することになります。

○白眞勲君 いや、ですから、法律に、どこに書いてあるんですか、そういうことが。

○政府参考人(田中愛智朗君) 公文書管理法につきましては、保存期間等につきまして施行令等に別表が定められ、さらに、今御指摘がございまして、例えばガイドラインの別表に各文書ごとに保存期間などが定められているということでございます。これを、この掲げられているもの以外のものにつきましては、掲げられている例を参酌いたしまして決めていくということになってまいります。

○白眞勲君 いや、私が聞いていますのは、その経緯について書かれた内容を保存するのと保存しないものがあるんだというふうなお答えを今されてきたから、そういったものがどこに書いてあるのか聞いたんですよ。

○政府参考人(田中愛智朗君) 経緯についても、

合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成して、それを保存すること、でございます。それについて、文書の具体例については先ほど申しましたような別表に定められているところでございます。(発言する者あり)

○委員長(藤川政人君) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(藤川政人君) 速記を起してください。

○白眞勲君 いや、今、保存するものとしないうものどうやって分けていますか、それがどこに法律に書かれているんですかということ聞いています。

○政府参考人(田中愛智朗君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、どのような文書について作成し保存するかということについて、具体的にしましては先ほど申しましたガイドラインにございまして、それは別表でそれぞれの類型ごとに定められているところでございます。しかし、それで全ての文書が網羅されるわけではございませんので、この表の規定を参酌して各行政機関で決めていくことになるものがございます。

○白眞勲君 いや、参酌しちゃつたらまずいんですよ、それは。ですから、それはちよつと理事会でこの件もちよつと御検討したいと思えます。

○委員長(藤川政人君) この件につきましては、後刻理事会にて協議いたします。

○白眞勲君 財務省にお聞きいたします。

この本件について、佐川理財局長は何度も御答弁で、面談記録等の廃棄は事業の終了とともに廃棄するというふうな御答弁がございました。ね。ということは、事業が終了しなければ廃棄してはいけないということですよ。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。私ども、今内閣の方から御答弁ありましたが、

公文書管理法に基づきまして財務省の行政文書管理規則がございまして。それに基づいて行政文書の管理をしているわけでございまして、売買契約に係る決裁文書の保存期間三十年など、きちんと保存すべき重要な経緯等の文書は保存してございます。

一方で、個別の面会の記録につきましては、組織で共有した後に最終的には決裁文書の形で組織としての意思決定として集約されていくということから保存期間一年未満としておりまして、保存期間満了時期につきましては、時期を明確化するということ、今委員おっしゃいましたように事案の終了後というふうに取り扱いはしているところでございます。

○白眞勲君 いや、私は、佐川さんにお聞きしているのは、事案が終了しなければ破棄しちゃいけないということですね。

○政府参考人(佐川宣寿君) 今御答弁申し上げますように、保存期間につきましては事案の終了後ということにございまして。事案の終了後までの保存期間の満期ということにございまして。

○白眞勲君 会計検査院にお聞きいたします。

売買契約を交わしてはいるものの支払が完了していない場合、これ事案の終了となるんですか。

○説明員(戸田直行君) 突然のお尋ねでございます。今の場で確定的なことを申し上げることはできませんが、契約自体はできているということにございまして、本院の検査対象にはなるところにございまして。会計検査院の検査の対象になるところにございまして。

○白眞勲君 ですから、当然検査の対象になるということは分かりましたけれども、当然売買契約を交わしているものの支払が完了していないければ、これは事案の終了というふうになるんですか。支払はまだされていない、全部完済されていない場合に、これは事案は終了しているということに会計検査院は判断するんですか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。一般論で申し上げますけれども、ちよつと各

ケースごとによつて終了しているかどうかの判断があるかと思ひますので、一概に申し上げることはできないと考えております。

○白眞勲君 いや、でも変じゃないですか。だって、まだ全部完済されていないんです。完済されていないのに個々のケースによつては事案が終了したということに判断するケースが会計検査院はあるんですか。

○説明員(戸田直行君) 恐れ入ります。一般論で申し上げますと、支払が完了していないケースにつきましては、事案自体は完全に終了したというふうに認めることはなかなか難しいと思ひております。

○白眞勲君 つまり、やっぱり事案が終了したのとは難しいということで、財務省さん、記録を破棄したらまずいんじゃないんですか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

私ども、売買契約書、二十八年の六月二十日に結んであるわけでございまして、この売買契約書につきましては、延納代金の支払方法まで含め、あるいは用途指定でのその実地監査の状況も含め、全てここに先方との間の契約事項が入っております。

したがしまして、こうした延納も含んだこの契約につきましても今までの経緯ということにございまして、そうしたこの売買契約書を結ぶまでの経緯についてはこの契約書に今までの組織としての意思決定が集約されているということにございまして、そういう意味では、それまでのやり取りにつきましてはこの契約をもつて保存期間満了というふうに取り扱っているということにございまして。

○白眞勲君 いや、財務省さん、会計検査院というのは検査する側、検査する側は事案は終了していない、検査される側が事案は終了したと言ふのは私がおかしいと思ひますよ、どうでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

会計検査院の御答弁は一般論としてお答えしたものといたしまして今お聞きしてございますが、私どもは、今申し上げましたように、この契約は延納も含んで、延納もこれいつどうやって払うかまで全部含んだ契約書になってございまして、この契約書をもつて今までの契約に至るまでのやり取りについては事案終了ということに処分したということにございまして。

○白眞勲君 いや、ですから、会計検査院は、お金が全部完済されていない限りは事案は終了したことにならないとおっしゃっているわけですよ。ですから、そういった面での大分そこに財務省としての、私は正直申し上げて、それは独り善がりじゃないのかなというふうに思ひますが。

会計検査院にお聞きいたします。契約はしたけれど相手から支払が途中で滞った場合、それは検査の対象となるわけですね。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

国の収入支出の原因となる契約は会計検査院の検査の対象となるものでございまして。相手方の支払が滞った場合、すなわち国の収入の原因となる契約についてのお尋ねですけれども、相手方の支払が滞ったか否かにかかわらず、会計検査院の検査の対象となるものでございまして。

○白眞勲君 特に、支払が滞った場合に、当然これは、会計検査院さん、支払が終わるまでの経緯を示した文書というのは保管してもらいたいのものですよね、どうですか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。

現在、検査を実施中の個別の事項に係るお尋ねについてはお答えできないことを御理解いただきたく存じますけれども、一般論で申し上げますれば、会計経理の裏付けとなる関係書類が廃棄された場合にはその詳細について正確に把握できない場合があるということは委員御指摘のとおりでございます。

いずれにしても、会計検査院といたしましては、確認できる関係資料等に基づき、与えられた権限の中で引き続き適切に検査を実施してまい

りたいと考えております。

○白眞勲君 つまり、文書がなくなっちゃったら検査できない可能性もあるということなんですよ、もう一回お話しください。

○説明員(戸田直行君) 繰り返しの答えになりますけれども、一般論として申し上げますと、会計経理の裏付けとなる関係書類が廃棄された場合には、その詳細につきましても正確に把握できない場合があるということにございまして。

○白眞勲君 内閣府にお聞きいたします。

会計検査院がチェックすべき文書が残っていないければ、これは明確な法律違反というふうになりますね。

○政府参考人(田中愛智朗君) 行政文書につきましては、先ほども申しましたように、ガイドラインで、別表第一で各文書が規定されておりました、その具体例も定められているということにございまして。

この中で定められているものについて、削除されていない、あるいは残っていないということであれば、それは公文書管理法上問題になるということになります。

○白眞勲君 そうすると、もう一つ聞きます。内閣府にお聞きします。

仮に意図的に文書を破棄したら、廃棄したら、刑法二百五十八条の公用文書毀棄罪に当たるということになりませんか。

○政府参考人(田中愛智朗君) 刑法の解釈につきましては所管外でございますのでお答えは差し控えたいと存じますけれども、公文書管理法上は、この法律に定められている仕組みに従ひまして文書を作成し保存するということは求められているものでございまして。

○白眞勲君 もっとやりたいんですけど、ちよつと時間がありません。

北朝鮮系の信用組合について麻生金融担当大臣にお聞きします。

今、もうニュースでも度々報道されているとおりでございますが、その中でちよつとこれ聞きた

いのは、この破綻処理につきまして預金保険機構を通じて一兆一千億円以上のお金が使われております。本当に大変な金額が使われたわけですね。そういう中で、岸田外務大臣も先日、経営破綻の責任追及の過程において朝鮮総連への不正な資金の流れが明らかになったと承知していると答弁しているわけですね。

今、現在においては、この信用組合については、朝鮮総連が関与しているとか、あるいは資金が北朝鮮に流れているということが確認されていないようですけれども、現在の北朝鮮情勢も含めまして、しっかりとこれからの件、大臣、監視していく必要大ありだと思っております。麻生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 金融庁として、これは、整理回収機構が法令にのっとって適正な債権回収に努めるということが何よりも重要なことであります。債権者などから。

そのため、引き続き、整理回収機構が預金保険機構と連携をして、これは朝鮮総連に対して返済交渉をしてもらうと、当然のことだと思いますが。同時に、朝鮮総連の資産等の実態把握等々に努めるようにこれは指導していかねばいかぬところだと思っております。

○白眞勲君 と同時に、今も私がお聞きしたのは、しっかりとこれからの北朝鮮系の信用組合に対する状況、万々が一北朝鮮に係った資金が流れていきようのないように、これからのしっかりと監視していく必要があるんじゃないかと思っております。その点についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、どういった形になるかというのは、今送金が止まっておりまから、そういった意味では、北朝鮮系の方々から預金を集めてそれを不法に北朝鮮に送金するということを想定して言っておられるんですか。そういうことですか。(発言する者あり) それ、立って言ってもらわないといかぬことになっているんじゃないんですか、その点では。

○白眞勲君 つまり、それも含めて、しっかりとこの北朝鮮系の信用組合の監督を強化していく必要というのは今後もあるんじゃないかと思っております。それについてということでございます。

○国務大臣(麻生太郎君) 当然のこととして、これはいろんなことが起きることを考えておかなきゃいけませんし、韓国系の銀行に預けている、銀行、今六つ支店がありますかね、たしか韓国の場合は。そこも、日本の中で韓国の銀行に預金をしておられる韓国系の方もいらっしゃるはずだと思います。その方は引き出されますよね、もしかししたら。担保どうされるんですかねという、いろんなことがこれは日本銀行としては監督せにいかぬところですね。信用金庫はその下のところなんであって、これは信用金庫の場合、日銀ではなくて、これは金融庁の所管ということになるかと存じますが、その問題も含めて、いろいろな問題が発生することを考えておかねばいかぬと思っております。十分に監視を続けてまいりたいと思っております。

○白眞勲君 終わります。

○大塚耕平君 民進党の大塚耕平でございます。今、白さんの質疑を聞いておまして、また、これまでの、特に森友学園関連の質疑を聞いておまして、やはりちよつと公文書の管理等々について相当緩みが見られるなどの痛感を感じております。

これは与党の皆様にも一緒に考えたいですし、いんですが、今どき電子的な記憶媒体を用いれば、記憶容量にもうもはや限界はありませんので、いざれ量子単位まで記憶媒体の技術的要素というのは更に発展していきまから、そうなる、まさしく無限大なわけでありまして、あらゆる文書を残しておくということが我が国の民主主義を質を上げるといふ意味においては私は大事なことでないかなと思っております。そういう観点から考えると、先ほどの理財局長の答弁、またここに至るまでの答弁は誠に看過し難いものがあるなというふうに思っております。

それから、今、白さんの質疑聞いていて、日銀総裁の官邸や国会への出席の回数も過去の記録は必ずしも定かではないというの、これも驚きですね。これは、もちろん国会全体が、野党、特に我が党が非力であるがゆえに緩んでしまっているというこのことは影響大だと思いますので、我々も大いに責任を感じておりますけれども、公務の過去の日程について、正確な記録が言えない、定かではない、文書が残っていない、こういうことをずっと放置をしていると、これはやっぱりやがて国の運営の在り方としてたがが緩み、そしてどこかで非常に大きな問題につながっていくというふうに思っております。

この点に関して、副総理として麻生大臣に所感を少しお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本銀行の所管の話でちよつと私のところに言っていたとしても、日本銀行との話なんだと思いますが、少なくとも両宮理事の立場として、今までの所管をどれだけ把握しておられたか、そういった日本銀行の総裁が官邸に何回行ったかというのは何のために必要なのかとか、いろいろな理由で書かないかぬの、しょうけれども、それ全部足し合わせるというふうな作業というものをこれまで必要とされてこなかったのが大きな理由なんだと思いますが、今後とも、書き足すようにするとか、そういったようなルールのきちんと保管しておくようにするということになるのかという感じはいたしますけど、いざれにして、日銀総裁と総理大臣、また私ども、財務大臣との間に、それぞれ独立した組織でありますけれども、双方意思疎通をきちんとしておくというの、大事なことだと思いますが、それを記録しておくと、これは、まあどういう形の記録かは別にしまして、いろいろな意思疎通をきちんとしておるといふ事実を証明する上でもそういった記録はきちんとしておいた方がいいのかとは思いました。

○大塚耕平君 日銀の答弁の内容もさることながら、前半で申し上げた公文書の管理についても一回御答弁をお願いしたいんですが、先ほどの白さんの質疑を聞いていますと、つまり、過去の経緯を記した公文書等について、保存するべきものとしなくてもいいものがあるという答弁をしたからあの展開になっているわけで、それについて、何を保存して何を保存しないのかという、まあまさしく流行語になった、そこでそんなに働くわけですね。

だから、法的根拠がないのであるならば、それは一部の文書を廃棄して一部だけを残しているという対応は、これは私の理解では法律違反だと思えますし、また、そういうことが横行するようになると、先ほども申し上げましたような政府あるいは行政機関の在り方として緩みに通じるもの、私は思いますが、副総理としての御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほどこれは、内閣府の方か何か、よく両方で説明しておられましたけれども、基本的にこのかかる行政文書に関しては、残されている、例えば会計検査院の方で必要とするような文書の段から決裁文書の保存期間三十年とかそういったもの、規則に定められたものどおりはきちんとして残しておるのであって、そういう残すものは大蔵省というか財務省内の文書管理規則によつて一年以内でもう破棄していい。従来ですと紙が猛烈な勢いでたまっていきますから、そのために部屋をつくるなんてあほみたいなこととはとてもできませんから。そういった意味では、先ほど言われたように、AIが発達すればそれは全部こんなチップに入るじゃないかと、今からそうなりますよ、多分。だから、今の段階でそれをずっとためておいたということになっていけば、それはちよつと今までの分、百何十年の分を全部ためておけという話ですから、それはとてもじゃない、私どもとしてはそれだけのスペースはない、ということになるかと思っております。今の時代として、これからはそういったものを取っておけというルールに変えにいかぬということ

なんだと思いますが、少なくとも今の段階でこれ大蔵省内の行政文書管理規則に基づいて対応してきたんだと思っておりますので、これからどうするかについては、これからの考え方だと思います。

○大塚耕平君 まさしく問題があるということは今御理解いただけたと思いますので、どう対応していくかということは一緒に考えていきたいと思っております。役所の皆さんは、公文書管理法ができたときに、その規定に基づいて過去の文書を廃棄するなり処分したという経験もありだと思えます。私も元おりました日本銀行でそういう経験がありますので。

我が国の大きな問題は、アメリカなどと比べると過去を検証していく国だということに思えます。アメリカのもちろんいい点、悪い点ありますけれども、特に公文書関係の記録というのは、外交文書も含めてある一定期間がたつとびつくりするような事実が出てくるという、これはやはり民主主義国家として見習うべき点だと思います。もちろん、アメリカも全部残っているかどうかと言われると、それは私も分かりませんけれども、これと比較すると、我が国は随分この点に関しては改善の余地が大きいというふうに思えますので、是非、後で聞いておられる役所の皆さんも含めて、日本の国家としてのクオリティを上げていく必要があるというふうに思っております。

今日質問させていただく内容に移らせていただきますが、前回も、組織犯罪規制法改正案、俗に共謀罪法案という言い方を野党側ではしているわけでありましたけれども、これについてお伺いをさせていただきましました。今日も若干追加的な質問をさせていただきたいと思えます。

まず、組織犯罪規制法改正案の対象犯罪として、閣議決定された法案では二百七十七まで削減をされたわけですが、財務省、金融庁所管の法律に関連する対象犯罪は全部で幾つあるかということ、財務省幾つ、金融庁幾つということ

で分けて数字を披露していただきたいのと、具体例としてこんなものがあるというのを少し御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) その前に、先ほど、今御意見の述べておられた公文書館ですけど、まず、公文書館ってないんですよ、日本には、きちんとしたものは。何でないんだね。おかしいと思われませんか。これは岩倉具視の手抜きなんだと確信していますよ。絵画館も見た、美術館も見た、みんな見たよ、だけど公文書館見るのを忘れたんだよね。間違いありません、記録が残っていないから。だから、俺の祖先の大久保利通も行って、伊藤博文も行っている、みんな行って、公文書館行つたという記録が残っていないから、見なかったんですよ、多分。だから、公文書館というのは、明治以来の方、余り重要視されてこなかった。

それは一つ、大きな歴史的に私どもは知っておかないかぬことだと思つて、今度新たに公文書館というものを、きちんとしたものを今建てようというの、議連でみんな決めてやったり、動き出しつつあるそうですから、その中にまた紙を、書類を残すとか、冗談言うなど、今どきそんなもの造れるかと、今A-Iの時代だといつて、この間言つたら、もつと小さくなるはずだとかいろいろ話していますけれども、猛烈な勢いで、国会図書館を含めて、図書館はあるけれども、公文書館というものの、きちんとしたものというものが歴史の中で、これちよつと、先生、真面目な話、これは与野党で、きちつとしたものを、必要性を、これ考えていかないと、何となくやつつけ仕事みたい、公文書館なんて何だそれというような話が普通の人ですから、だからきちんとこれはもうやるのに、機械化とかコンピュター化され、そういったものを含めてやっていくように、是非これは与野党でやっていただければと、私もそう思っております。

質問の話ですけども、組織犯罪処罰法の改正案において、今御質問のありましたテロ等準備罪

の犯罪のうちで財務省所管の法律に規定された犯罪としては、今出ておりますものでは所得税法第二百三十八条に規定されております偽りその他の不正行為により所得税を免れる行為等、また、関税法第九十九条に規定されております輸入してはならない貨物を輸入する罪など、共管を含めて十三本、罪の数として二十六個になっております。

また、金融庁所管の法律に規定された犯罪としては、例えば保険業法第三百三十一条第四項に規定されております株主などの権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為、まあ恫喝ですな、そういったものや、投資信託及び投資法人に関する法律、いわゆる投信法、投資信託法の第二百三十六条第四項に規定されております投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為、まあ昔で言えば総会屋です、等々などについて、共管を含めて八本、罪の数としては十四ということになっております。

○大塚耕平君 その八本法律で、犯罪の数としては財務省並びで言うとお幾つですか。財務省は十三本で二十六個とおっしゃいました。金融庁は八本で犯罪の数としては幾つでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 十四個であります。○大塚耕平君 この更問に移らせていただきた前に、公文書館について熱意を語っていただきましたので、与野党双方で協力してやらなければいけないというお言葉をいただきましたので、是非、副総理として、これ与野党の協議体を設けるべく、少しそういう指示を出していただけないでしょうか。

結局、これ霞が関の皆さんにまた任せると、仕事が大変だからやっぱりできるだけ簡便な仕組みにしようという、これは人間のさがとしてはそういう気持ちになるのも分からないではありませんので、そういう方向に行かないように、これはまさに今後の話なので、政争の具にする話ではありませぬから、是非、国民の皆さんも今政治に対して物すごい不信感を高めていますので、それは与野党双方に、我々も決してその責任がないとは

言いませんが、与党の皆さんも随分いろんな人が登場しているんで、信頼感回復のために、これは超党派で公文書館検討のための会議体が立ち上がったというだけで随分印象が変わりますので、是非そういう指導力を発揮していただきたいと思えますが、いかがでしょうか、副総理。

○国務大臣(麻生太郎君) これ、今まで歴代、私もやらせていただきましたけれども、福田康夫先生、そして最後は谷垣先生が最後までやっておられたんだと記憶しますけれども、ちよつとけがをされておりますのでそこが止まったままになったんで、その後、議連が引き継いでということに、議院運営委員会が引き継いでということになって、一応今、尾崎記念館のところを改修して、あそこをきちんとやろうじゃないかと、その他いろいろ場所もあったんで、何か選ぶのにむちゃくちゃなところを言っていたんで、場所があればいいというもんじゃないと、もうちよつと、場所が權威になるんだから、ちゃんとした場所じゃなきゃ駄目という話を申し上げて、今、尾崎記念館を建て直してあそこについて、巨大な倉庫が要るという話やら何やらで、そこになりつつあるというところまでしかちよつと詳しくないんですが、そのコミッティーやら何やらやっておることは確かなんですが、そこを与野党入れてきちんとやった方がいいという御意見を先生からいただいておりますので、その点に關しまして、ちよつと今誰が担当なのかもちよつと詳しく調べてみますけど、その上で検討をさせていただければと思えます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。検討をしていただけたという御答弁いただいて、ありがとうございます。

それで、今の組織犯罪規制法の問題ですが、その財務省所管の十三本二十六の犯罪、金融庁の八本十四の犯罪、その二十六と十四の犯罪の数に照らしていいんですが、それは、閣議決定の際に分類されたテロの実行、薬物、人身擄取、資金

源、司法妨害の五つの類型のそれぞれに該当するのかわかりませんが、二十六のうちどれが、どれがと言いません、テロ実行は幾つ、薬物は幾つ、金融庁の十四についても同様に数字を説明していただけると助かります。よろしく願います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたテロ等準備罪の対象、今五つ言われたうちの類型に大別される部分で財務省所管の法律に関連する法律は、そのうちの、テロの実行に関するもの、それから二の薬物に関するもの、そして四、その他の資金源に関するものが対象となっているんだと承知をしております。金融庁所管の法律に関する犯罪対象は、その他の資金源ということに関するものが対象犯罪になっているんだと承知をしております。

この中で、個々の具体例というのは、御指摘でしたので、財務省所管の法律に関するものとして、外国為替及び外国貿易法、いわゆる通称外為法、それから流通食品の毒物の混入の防止に関する特別措置法に関する犯罪については、テロ実行に関する類型に当たると承知をいたしております。

それから、国際的な協力の下で規制薬物に係る不正行為を助長する行為の防止に図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特別例に関する法律、いわゆる麻取とか麻薬特例法に関する犯罪につきましては、薬物に関する類型に当たると承知をしております。

そして、外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造製造及構造ニ関スル法律、また印紙犯罪処罰法、金融商品取引法、地方税法、補助金等に係る予算の執行に関する法律、所得税法、法人税法、消費税法、保険業法に関する犯罪につきましては、その他資金源に関する類型に当たると承知しております。

関税法に関する法律につきましては、犯罪によってそれぞれ、テロの実行、薬物、その他の資金源に関する類型に当たると承知をしております。

す。

また、金融庁所管の法律に関するものとしたしましては、金融商品取引法、保険業法、貸金業法、投資信託及び投資法人に関する法律、いわゆる投信法、資産の流動化に関する法律、資産流動化法であります。

また、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、いわゆる出資法、そしてスポーツ振興投票の実施に関する法律に関する犯罪につきましては、その他資金源に関する類型に当たると承知をしております。

また、外国為替及び外国貿易法、いわゆる外為法に関する犯罪につきましては、テロの実行に関する類型に当たるといように承知をいたしております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

議事録も一回読んでみますけれども、役所の皆さん、今大臣が御答弁いただいた内容を、できたらより分かりやすく計表にして御提出いただきたいと思っておりますので、また改めてお願いをします。

その上で、大臣、今回のこの法案は、テロ対策のためというふうには総理はよくお話しになるんですが、であるがゆえに、そのテロ対策以外のものも結構含まれているということが十分に国民の皆さんに認識されないまま今審議が進もうとしている、ここが大きな意見の食い違いのポイントだと思っております。テロ対策かどうかということ、あともう一つはパレルモ条約に要請をされているからということ、ひょっとすると国会内でも十分に認識が進んでいない部分があるかもしれないんですが、パレルモ条約三条は、国際的な犯罪を対象として各国国内で規定を定めてくれと、こういうことになっているんです。

そこで、もしそういう理解の下で副総理としても財務大臣としてもこの法案を見てきているとすると、今おっしゃった財務省、金融庁所管の犯罪四十のうち国際的な犯罪、パレルモ条約三条に該当するのは幾つかというそういう観点から、何らかの御認識はございますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的に私どもは、このパレルモ条約というのは今日極めて大きな、私どもにとりましては大きな条約の一つでして、今世界百九十何か国のうちで今入っていないのは先進国じゃ日本だけ、その他の国でも六つか七つぐらいしか残っていないと思っておりますので、これはいろんな意味で今後、国際金融の社会の中でこのパレルモ条約の批准というのは非常に大きなところなんです、今の言われた話にしましては、これは条約の解釈になりますので、この点についてはちょっと外務省に聞いていただいた方が正確だと存じます。

○大塚耕平君 もちろん外務省にもこれから聞きますが、これ外務省任せにしちゃ駄目なんですよ。全庁関係しているわけなので、それぞれの大臣が、我が省所管の法律やそこに定められている犯罪に関して、パレルモ条約三条に基づく法制化の必要があるものはどれかという観点で協議しなきゃいけないわけですから。だから、その条約そのものについてはもちろん外務省に聞きますけれども、今言った点が曖昧なままこの法案の審議が始まっているところに、やはりここに議論のエネルギーを割かなければならない理由ができています、理由があるんです。

あわせて、パレルモ条約が二〇〇〇年にできたときに、最初にパレルモ条約対応だといって法律が出たのが二〇〇三年か四年だったと思いますが、そのときに既に国際的な犯罪以外のものがたくさん紛れにいつぱい入ったわけですよ。いっぱい入っちゃった。だから三度も廃案になっているんです。今回も、もちろんテロ対策は大きな課題だと思いますし、進めなければならぬと思いますけれども、国民の皆さんが何か疑心暗鬼になつたままこの法律が例えば強行採決で決まっていって、また社会の雰囲気は何となく悪い方向に行きますから、私は三度立ち止まったものを別に四度立ち止まって悪いということはないと思えます。

それは、何となれば、パレルモ条約はテロ対策じゃないですからね。パレルモ条約は、マフィアとか暴力団、つまり、そういうまさしく国際犯罪、資金源を覚醒剤とかマネロンで獲得する、こういう国際犯罪に対応してくれというのがパレルモ条約であって、テロ対策はまた別の話として出てきた。

この二つが課題だから、今回の法案を審議し、何とか認めてくれというのであるならば、やっぱりそこきちつと絞って出してくいていただければこれはもうすんなりまともと思うんですよ。だから、国民の皆さんが犯罪捜査にきちつと協力をしていただけになるためにも、三度廃案になったものから、いつまでも何度も廃案にしなければいいとは思いませんけれども、この二百七十七でも、ややテロ対策とパレルモ条約上の要求を逸脱しているということをまず申し上げておきたいと思えます。

その上で、しからばということで、具体例としてお伺いしますけれども、先ほど投信法の説明もしていただきました。投信法二百三十六条四項における投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪、あるいは保険業法第三百三十一条第四項における株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪、これはテロ対策や国際犯罪とどういう観点から関係があるというふうには大臣は御理解しておりますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 組織犯罪処罰法改正法のいわゆるテロ等の準備罪の対象犯罪というのは、基本的には懲役四年以上というものの、禁錮もそうですが、当たる犯罪のうちで、組織的な犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定されるものが規定されているんだと、基本的にはそう承知をしております。

今ありましたように、御指摘の株主とか投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫、恫喝ですな、行為、これは例えば株式会社、先ほど申し上げた総会屋のような話なんだ

と思いますけれども、これは会社法上の株主に相当する投資主というのが、会社法上の株主総会におけるところの投資主総会、まあ株主総会において行なう議決権の行使に関して、いわゆる会社法上の、何というのかな、会社法上の会社に相当する投資法人から金銭を供与させることを目的として威迫行為を行うということが考えられるんですが、これは間違いなく五年以下の懲役、五百万円以下の罰金の対象とされて、例えば、最近じゃJ-REITが一番大きいですが、こういったものでいけば、そういったものがあるんだとおっしゃるんですけれども。

さらに、組織的な犯罪集団というのが組織の維持とか運営に必要な資金を得るためにいわゆる当該行為の実行を計画することが想定されるというところになっておりますので、テロ等の準備罪の対象犯罪として想定されているんだと理解をしております。

○大塚耕平君 今、真摯に御答弁いただいたと思いますけど、私は多分、これ十分各省庁、これは財務省も金融庁もそうですけれども、法案の詰めがなされていないという気がします。

例えば、今申し上げたように、投信法の二百三十六条四項や保険業法の三百三十一條四項というのは威迫行為の罪なんです。威迫行為ですからね。これ、もし事務方が大臣の下に、これ今法務省から要請されているこの犯罪どうしようかと相談されたら、聡明な大臣であられれば、威迫行為は別にテロ行為や国際犯罪とは直接関係がなく、威迫行為の更にその後にある実際に不正資金を獲得するところの問題なんだから、威迫行為をこの組織犯罪規制法の対象にしない意味ないじゃないかといって、また麻生大臣独特の言い回しで考え直していいやっていていただけたものと思うものの、そういう議論がなされていないから威迫行為を載せちゃっているんですよ。だから、これはもう一回私は法律作り直した方がいいというふうに、本当にそう思います。

組織犯罪規制法の強化そのものは必要だと思っ

ているんですけれども、ここは財金なので、あくまで財務省、金融庁の法案だけに限ってやらせていただいていますけれども、他省庁の法律を見てみると実に非論理的なんです。これはさっきの公文書管理もそうですけれども、副総理としてこれは指導力を発揮する場面だと思いますよ、後世にどういう形で名を残されるかにつながりますからね。

だから、この威迫行為というのをここに対象とするというのは、実は今回の法の趣旨からすると少しずれているというふうに思われます。○国務大臣(麻生太郎君) どんどん仕事が増えてかなわぬなと思ひながら聞いていたんですけれども。

これは、先生、テロ行為そのものの対処というのに加えて、それによって得る金というものが、まあ簡単に言えばマフィアであろうと何であろうと、そういったようなものが回り回ってI.S.に行ったりいろんなことをしていることは事実ですから、そういった意味で、テロ資金のいわゆる資金源を断つということに向けて効果的なんだというように私どもは理解をしていますけど、そういう趣旨に沿って法案も作成されたとは思っておりますけれども、今言われましたように、ちよつと他省庁にどんな関連している法律があるのかよく詳しく知りませんので、そういった意味では、今言われましたように、これ作られた背景やら何やら、法務省として何となくあれもこれもいろいろあることを考えられたんだとは思いますが、何となくそういったことによつて疑心暗鬼を与えているという現状については、確かに私どもとしてはそういう点を理解しておかにかぬとは思ひます。

○大塚耕平君 じゃ、最後にお伺いしますが、今申し上げたとおり、この威迫行為も、威迫行為は組織的犯罪集団じゃなくてもするわけですよ、ちよつと柄の悪い顧客だったりするところいうことがあり得るわけ。

ということは、やっぱりこれは、法律上は一般

の人たちも対象になる蓋然性が現状ではあるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) ちよつと組織的に、まあこの辺にも余り柄の良くないもの、この辺もその辺にも何人かいないわけではありせんし、我が方にもいないわけじゃないんですが。

そういったので組織的にやっているかと言われたいので、ちよつとかなかそういふわけにはいかないもので、やっぱり組織的というところが非常に大きな違いかなという感じはします。で、個別的な総会屋というんじゃないで、ごそつと組織的にということになって、その組織使つてまた組織で金を海外に持ち出してテロにという話になっていくようなことになっていくのは断固避けにいかぬところだと思ひますので、今おっしゃる意味は分からぬわけじゃありませんけど、組織的ということになるとちよつとかなかさようにはいかないんじゃないかなという感じはします。

○大塚耕平君 終わります。

○大門実紀史君 今日銀行のカードローン問題を取り上げさせていただきます。

先月の三月二十八日に決算委員会で銀行カードローン問題を取り上げまして、要するに、これだけ貧困が広がる中で、銀行のカードローン、借りる理由で一番多いのは生活費が足りなくて借りるということでありまして、そんな人たちに大銀行が一四％もの高金利で貸し付けると、生活費が足りなくて借りるわけですから、返せなくなつて、ほかから借りて返すの繰り返しになって、多重債務になって、やがて自己破産になるということとで、この間自己破産が増えていっているというように社会問題になってきている話でありますけれども。

決算委員会では、麻生大臣、安倍総理からも、銀行業界にきちんとした対応をすべきだという積極的な答弁をいただきました。それを受けて金融庁も改めて、特に三大メガバンクに、三大メガバンク中心に迅速な対応を指導されたという聞いております。また、この間マスコミも取り上げるようになって

りまして、新聞各紙、NHK「クローズアップ現代」、今日の朝日の社説というふうに取り上げられてきております。今日は、麻生大臣は既に厳格に対処すべきということをおっしゃっていただいておりますので、その後の銀行の対応についてちよつと実務的な、実践的なことを中心に、今日は遠藤監督局長を中心に、絞って質問したいと思います。

この問題の最大の問題は二〇〇六年の貸金業法改正のときに遡るわけですが、サラ金が御本人の年収関係なくどんどん貸すところの大問題があつたわけで、それがあつたまま、総量規制といつて、御本人の年収の三分の一を超えて原則貸してはいけないという総量規制が導入されたんですけれども、銀行はその対象外ということがありまして、この間、高い金利で幾らでも貸せる、カードローンで貸せるということで貸出しを拡大してきたということが問題の根源にあるわけでありまして。

なぜこういう事態になったのか。遠藤局長は二〇〇六年の貸金業法改正のときにも努力されて、全体像を御存じなのでお聞きしますけれど、振り返ると、二〇一〇年の六月に銀行向けに、主要行向けの監督指針に、二〇一〇年六月というのは今申し上げた改正貸金業法が施行されると、それに当たつて監督指針の中に幾つか銀行が対応すべきことというところで盛り込まれました。

まず何が盛り込まれたかというところ、こういう個人の貸付けの消費者金融市場を健全な市場として形成すると。今までサラ金問題いろいろあったわけですね、それを健全な市場として形成する立場から、銀行によるこの分野への積極的な参加が望まれるということがまずあって、その上で、サラ金問題を踏まえて、厳しい取立てとか多重債務の発生抑制とか、そういうことを踏まえた、銀行がこの分野に参加するとしても、そういうことを踏まえた所要の態勢が整備されるべきだということと、今申し上げた総量規制の適用はないけれども、顧客保護やリスク管理の観点から所

要の態勢整備を図ることが重要だということが監督指針に盛り込まれたわけであります。

要するに、銀行には総量規制はないけれども、サラ金問題の教訓からこういうことに留意して態勢整備をしないという監督指針が二〇一〇年の六月に出されたんですけれども、この監督指針が本場に各銀行において具体化されたのかということが今改めて問われていると思うんですね。それなかつたら今日こういう総量規制を超える貸出しが横行することになってしまったのではないかと思いますので、この二〇一〇年の六月の盛り込まれた監督指針が実行されたのか、具体化されたのか、この点、これからいろいろ取り組む上での総括として、金融庁としてどう総括されているか、まず伺いたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

大門委員御指摘のとおり、二〇一〇年六月に、貸金業法の完全施行の時期に合わせて監督指針を改正いたしました。消費者向け貸付けを行う際の留意事項というパートを監督指針の中に入れたわけでございます。そこでは、委員御指摘のように、改正貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨、あるいは利用者保護の観点などを踏まえた審査態勢の整備が重要であるという旨を示したところでございます。

昨年から、この銀行カードローンの業務運営に係る実態把握というものを実施いたしました。そこで、この監督指針に照らしてどういう実態にあるかということのいろいろ調べたわけでございますけれども、一つは、銀行と保証会社との間で保証審査に係る定期的な協議といったことは、これは行われておりました。ただ、それ以外に様々な問題点というのが認知されました。

一つは、収入証明書に基づく客観的なチェックでありますとか牽制が働いていない、あるいは、銀行が保証会社の審査に依存し、かつ融資限度額管理が十分機能していない、あるいは、顧客属性の変化の把握とか途上管理等が不十分といった課題、問題点があることを把握いたしました。これを踏まえまして、その後、銀行あるいは全国銀行協会と議論を行ってまいったところでござい

ます。

○大門実紀史君 そうすると、やっぱりこの監督指針どおり、きちっとした具体化、所要の態勢がきちっとされていなかったということが今の問題を招いたんだということだと思います。

それで、遠藤さんおっしゃっていたように、申合せが行われたということで、三月十六日ですか、申合せが行われて、私が質問をしたのは二十八日なんですけれども、その申合せが余りに抽象的で緩い話なので決算委員会ときには厳しく批判をさせてもらいました。金融庁からも、その決算委員会の後、更に改めて厳しく指導されたという聞いております。

昨日、メガバンクのうち、時間の関係がありましたので、東京三菱UFJと三井住友の関係者に私の部屋に来てもらってヒアリングさせてもらいまして、金融庁のきちっとした指導もあったんだと思います。その申合せを更にきちっとやろうというような取組がされているのは分かりました。

一つは、まず何を反省しているかという点でいえば、先ほどの監督指針どおり、必ずしも総量規制の意識が強くなかったというような率直な言葉も聞かれて、それは率直な反省で良かったなと思っております。それは率直な反省で良かったなと思っております。それから、年収証明書の提出を、今までは二百万円、三百万円以上の借入れだったのを五十万とか下げていくということにも踏み出しておられるということ、保証会社の消費者金融と過剰貸付け防止の今仕組みを相談しているということだということも分かりましたし、広告の在り方も決算委員会ときに厳しく指摘させてもらったんですけれども、いわゆる三十分で審査オーケーとか、安易に借りられるイメージのような宣伝はもうやめるということで、やめられたところも、やめられています。テレビのCMの

時間帯も自粛すると。これもサラ金問題のときによく問題になったんですね、テレビCMは。それ

も自粛をされるということで、具体化が図られようとしているのはよく分かりました。

あと、問題は、サラ金のときは取立ての問題が結構問題になったんですね。それについては、厳しい取立ては、今はそういう相談も余り話も聞いていません。余り昔のような取立てはないということとは分かっておりますが、ただ、焦げ付いた場合、返せなくなった場合、保証会社、消費者金融に移されて、そこから取立てをやって、昔のような過酷な取立ては少ないわけですが、昔のよう

だ、すぐ、すぐというか、返せなきゃ法的措置に入って自己破産と、こういうパターンになっているわけですね。

実は、貸金業法改正のときも議論があつたんですけれど、高い金利で貸し付けるから返せなくなつて、その貸倒れリスクを計算するから高い金利になる、また高い金利だから返せなくなるとい

う、高金利と貸倒れの悪循環がこういう問題には絶えずあるわけですね。今も高い金利で貸すから返せなくなる人が生まれて、だから貸倒れリスクを計算した高い金利を設定しなきゃいけないことというところから根本問題があるということですね。やっぱりこの問題でも考える必要があるのかなと思います。

だから、一四％じゃなくて仮に八％で貸していれば返せる人が増えてもう少しく回ったかも知れないということも根本に考えておかなきゃいけないのかと思いますけれど、取立てについてはそういう厳しいことは余りやっていないということと、場合によっては返せない方に約定変更をして、返せる金額で相談に乗っているということも言われて、その点は更に努力してほしいなというふうに思ったところであります。

ただ、取組は始まったばかりでありますし、日弁連からも厳しくやってほしいという声も上がっていますので、引き続き金融庁として指導を強めていってほしいと思いますけれど、一言いかがですか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、三月十六日に金銀協が公表いたしました銀行カードローンに係る申合せにおきまして、これも御指摘ありました、配慮に欠けた広告、宣伝の抑制、これを挙げるとともに、審査態勢等の整備といたしまして、改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求の仕方、あるいは貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、それから年収に対する借入額の比率を意識した代弁率のコントロールといった取組に努めるということになりました。

この申合せを踏まえて、各行は自主的に改善に向けた取組を今行いつつあります。一部の銀行におきましては、これも御指摘ございました、既に年収証明書提出を不要とする金額の引下げを行ったり、あるいは貸出額の量的抑制の仕組みの検討というものの具体的な始めようとしております。

これは、今委員御指摘がございましたように、高い金利で返せなくなるといふ悪循環、これを絶つためにはやはり一定の貸出額の量的抑制ということを検討しなければいけないというふうに考えますけれども、それを具体的にどういうふうにするのかと、保証会社の代弁率なんかを勘案しながら具体的に考えていくといった試みだと思えますけれども、こういった量的抑制の仕組みの検討というものも行っております。

我々金融庁といたしましても、銀行カードローン業務の運営状況につきまして、この監督指針あるいは申合せを踏まえまして、過剰な借入れを実効的に防止することができると適切な措置がきちんと実施されているかどうか、引き続きモニタリングを実施して、改善に向けた取組を求めてまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 これだけマスコミも取り上げるようになってきて社会問題化なっている中で、ちよつと資料をお配りいたしましたけれども、メガバンクではないんですけれど、こういう広告が平気でまだされておまして、これはネットの広告会社なんですけれども、楽天とかじぶん銀行とかオリックスのカードローンのことを宣伝してあげて手数料をもらうという広告業者なんですけれども、ちよつと小さい字なんですけど、点々々々としてありますが、銀行カードローンは、総量規制外ですので、より多く借入れができますと。本来、総量規制に気を付けると言われているのに、総量規制を売り物にして宣伝をしていると。この宣伝に対して各銀行が手数料を払っているという関係があつて、こんなことがもう今日現在まだやられております。

もう一つ、楽天でいえば、楽天のスーパーローンですかね、カードローンの説明の中に、ＱアンドＡの中に、自ら、楽天は、楽天のこの銀行カードローンは総量規制の対象外ですからということとを売り物にして今までやっております。これはまさに金融庁の指導方針と全く違うというふうに思いますので、これ速急に是正されるべきじゃないかと思ひますけど、いかがですか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 先ほど申しましたとおり、先般、全国銀行協会が公表しました申合せにおきましても、配慮に欠けた広告、宣伝の抑制に努めるとされております。この申合せの中に具体的な例示ということが記述されておまして、そこでは、銀行カードローンが総量規制の対象外であることを強調する表示等は行わないように努めるということも書かれております。

委員御指摘のように、銀行が行ういわゆる、この資料にごさいますように、おまとめローン、これについて総量規制の対象外となることを強調するような広告、宣伝をこのアフィリエイト広告でありますとかあるいは銀行自身のホームページで行っているということであれば、これは改善しなければいけないというふうに考えております。

御指摘も踏まえ、当庁といたしまして、改めて実態把握を行いまして、改善に向けて適切に対応してまいりたいというふうに思ひます。

○大門実紀史君 とにかく、問題が今表面化したところでございまして、金融庁も一生懸命やっておりますので頑張つてまいりたいと思ひます。

ただ、こういうことの努力は、どこまで、実際問題、そういう多重債務者を減らして自己破産を減らすところに結び付くのかというのは非常に心配もされるところであります。今の時点ではまずこうやって頑張つてもらうと、当面はですね、思ひますけれど、実効性が、改善が見られない場合は、やっぱり銀行カードローンにも総量規制の考え方を入れていくといひますか、特にサラ金、消費者金融が保証する、保証のところで総量規制の考え方を入れていくということも、これで改善が見られない場合はやっぱり検討していく、視野に入れていくことは必要だといふふうに思ひますけれど、改善が見られないという場合はそういうこともちよつと視野に入れて検討していつてほしいと思ひますが、今の時点で、遠藤監督局長、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 委員御指摘のように、まさに改善に向けて各銀行が自主的な努力を始めたところでございますので、まずはどういった施策というものを実効的に実施できるのかと、実施するつもりがあるのかといふことについて金融庁と各銀行との間で対話を深めていきたいというふうに考えております。

そういった晩に、まだやっぱり改善が見込まれないということがもしある場合にどういった対応を取るのかといふことに關しては、それはそのときの状況を踏まえてよく議論していきたいなといふふうに考えておりますけれども、ただ、我々の今基本的スタンスは、こういった問題は、特に銀行が自分たちの社会的責任といふものを十分に自覚して、こういった商品をどういった形で市場に

提供するかといふことをよく考えてやつてほしい。ですから、法律とか監督指針みたいな形で横並びにこういう規制を掛けるということではなくて、それをやっぱり銀行が自分で考えるべき話ではないかなという形で我々議論しているところでございます。

いずれにしても、モニタリングあるいは金融機関との対話といふのを継続して深めていきたいという所存でございます。

○大門実紀史君 銀行も自分で考えて、こんなことになつたわけですから、必要な法的規制もいずれ必要になる場合もあると、そうならないようにまず努力してもらいたいといふことを申し上げて、今日は質問を終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願ひいたします。

まず、麻生財務大臣兼副総理にお聞きしたいんですけれども、新聞報道によりますと、自民党の行政改革推進本部が十九日に、日本銀行や政府に対して、アベノミクスの大規模な金融緩和に伴うリスクを説明するように求める提言をまとめて菅官房長官に提出したといふ報道がありました。それに対して、財務省並びに政府はどういう対応をされるのか、我々も是非そのリスクについて説明を受けたいし、国民の皆さんも聞きたいと思ひているんですが、どう対処されるのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 藤巻先生のお話は、過日、四月の十九日の日に、自由民主党の行政改革推進本部で公表された日銀の金融政策についての論考といふのを指しておられるんだと理解しておりますが、そこでは、政府、日銀に対して、まず日銀は、出口戦略に伴うリスクなどの分析に關して市場との対話をより一層円滑に行うこと、また、政府は、出口戦略の際の急激な金利上昇等を避けるため、市場の信認を失わないよう、財政健全化に向けた取組を着実に前進させるべきといふような点が指摘をされているのだと承知をい

たしております。

これ、出口戦略を含めて、金融政策の具体的な手法、これ日銀に委ねられるべきものだと考えておりますが、政府といたしまして、引き続き日銀が経済とか物価情勢を踏まえつつ物価安定目標の実現といふものに向けた努力といふのをされることを期待をいたしております。

その上で、政府といたしましては、今後とも、国債の安定的な消化といふのが確保されるように、これは適切な国債の管理といふものをきちんとしていかなければならないと、同時に、市場に財政ファイナンスだといふような懸念、疑念等々を抱かれることがないよう、政府、日銀の共同声明、これは平成二十五年の一月の二十二日だったかな、に沿つて、財政健全化の取組といふものを今後とも着実に推進してまいりたいと考えております。

○藤巻健史君 財政ファイナンスと誤解されないようにとおっしゃいましたけれども、なかなか、政府は年間百五十兆円国債を発行して、借換債と新発債ですね、そのうち日銀が約百二十兆も買つていけば、目的は何であれ、実態として私は財政ファイナンスではないかなと思ひております。

それで、同じ質問を岩田副総裁にお聞きしたいんですが、特にFRB等は、出口戦略についてシミュレーション等、約二年ぐらい前から、始め、出口に行く二年ぐらい前から検討し、発表していたと思うんですが、日銀からは全くその気配がないんですが、これについてどうお考えでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行もその出口戦略といふことに関しては幾つかの仮定を置きながらシミュレーションはしておりますが、ただ、現在のところまだ二％にかなり近い段階で、それを公表するといふことはかつて市場に混乱を招くといふことで今のところ控えております。

○藤巻健史君 FRBのことを考えると、じゃ、消費者物価指数二％を達成するのは二年以上先だといふふうに理解されているといふことなんで

しょうね。それは、回答はいいんですけれども。
次に、岩田副総裁にお聞きしますが、直近の日銀の自己資本比率を教えてください。直近の日銀の健全性の目安として日銀自身が八から一二というふうにおっしゃっていますけれども、その範囲に入っているのかどうかを教えてください。

○参考人(岩田規久男君) 二〇一六年九月まで出ておりますが、その自己資本比率は八%となっております。

○藤巻健史君 日銀の定める健全性の目安の八から一二の一番下にあるということだと思っておりますが、こうなると明らかに心配になってくるのが、利上げをする、アメリカはもう利上げに入っただけですけれども、利上げというのは、FRBがやっている方法、若しくは、皆さん、日本の学者等が考えている方法も、当然、日銀当座預金に対する付利金利の上昇ということになると思っておりますけれども、そうすると、今、日銀の持っている国債、保有国債の平均利回り〇・三三三というところで、当然、利上げになってくると、負のシニョリッジ、通貨発行益が出てきちゃって、明らかに自己資本が減っていきちゃうと思っております。今、自己資本八兆円弱だと思っておりますけれども、どんどん減ってきてしまうと。ひょっとするとマイナスになるかもしれませんし、そのマイナスになる以前に明らかに八%を割っていきちゃうと思っております。そうすると、やっぱり日銀のバランスシートの健全性というのをかなりマーケット並びに世界が気にするかと思うんですが、八%をキープできる自信はあるのでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行は、長短金利操作付き量の・質的金融緩和の下で実施している国債の買入れなどは財務に影響を与えているということで承知しております。その上で、日本銀行の責務である物価安定のために必要な政策として行っているわけでありまして、日本銀行は、今後も財政の健全性に留意しつつ必要な政策を実施していく所存であります。

その上で申し上げますと、日本銀行は、量的・質的金融緩和に伴う収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、長期国債に関する引当金である債券取引損失引当金を拡充したところであります。この対応は大きな効果を持つと考えており、事前の対応としては十分なものと思っております。

出口の際に、委員がおっしゃった日本銀行の収益のバランスシートですが、どうなるかということですが、それは、その時々金利情勢やその下でのどのような手段をどのような順序で用いるかによって大きく変わるものでありますので、現時点で具体的にお話しすることはできません。

○藤巻健史君 金利引上げ時期に財務に影響があるということをお認めになると御発言がありまして、日銀の財務内容がかなり悪化していつてもマーケット自身がそれを許容するのかわかりませんが、大丈夫だと思つておられるのは余りにも自信過剰じゃないかなと思っております。

引当金を充てるといふふうにおっしゃいましたけど、たしかこの前、引当金、利益が一兆円で二五%ぐらい、二千五百、ああそうか、もうちょっと大きかったですね。ただ、数千億積み足したところで、もう八兆円、九兆円弱ですから、ちょっとでも金利が上がり始めたら極めて大変なことになるのではないかなと思っております。

それでは、今、自己資本比率、お答えいただきましたけれども、日銀の自己資本比率というのは極めて異例ですね。分子が自己資本で分母が発行銀行券ということだというふうに理解しておりますけれども、一般企業であれば、分母は発行銀行券ではなくて総資産だと思っております。

その一般的な企業の自己資本比率である総資産分の自己資本、この数字をお聞きしたいんですが、二十年前と、それから異次元の量的緩和をやった直前の二〇一三年三月ですかね、直前の数字、それから現在の数字が知りたいんですが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 委員の今おっしゃった、日本銀行の自己資本を総資産で割った数字を試算いたしますと、二十年前の一九九七年三月時点においては六・九%です。それから、量的・質的金融緩和導入前の二〇一三年三月末時点では三・七%。直近の二〇一六年九月末時点では一・七%となっております。

○藤巻健史君 一般の企業だったら極めて悪化が激しいというふうに理解いたしますけれども、大丈夫かなと極めて私は心配になります。

その前提として、なぜ、一般企業が使っている総資産分の自己資本ではなくて、発行銀行券分の自己資本というのを自己資本比率と考えているのかお聞きしたいと思っておりますが、少なくとも、昔は確かに、発行銀行券というのは総資産における負債サイドですけれども、かなり額を占めていたから、私が現役の頃は七割とか八割ぐらい占めていたから確かにその数字も意味があると思っておりますが、今ほとんど増えているのは日銀当座預金であって、何で発行銀行券が分母になるのか、その意味が全く分からない。もし使うのであれば、発行銀行券プラス当座預金の方が当たり前の数字じゃないかと思うわけですね。それを堂々と日銀の決算報告の中で、自己資本比率というところで発行銀行券分の自己資本を使っているのか、その辺の理由もお聞かせいただければと思います。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行は、財務の健全性に留意しつつ、物価安定のためにただいまの金融政策を行っているわけですが、お尋ねの自己資本比率は財務の健全性に関する一つの基準でありまして、通貨の信認維持の観点から、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは銀行券でありますので、それとの対比でこれを考えていくということが適当であると考えております。

○藤巻健史君 恒久的負債が発行銀行券であるという、確かにそれはそうですけれども、日銀当座預金も極めて重要な負債サイドであるわけですね、発行銀行券と日銀当座預金を区別するの理由

が全く分かんないんですが、いかがでしょうか。
○参考人(岩田規久男君) 日銀当座預金はその時々金融政策によって変化いたしますし、またそれを付利金利するとか、今後それを高めていく、あるいは最終的に物価安定に達すればそれは別にもう上げていく必要はないということでありまして、そういう変動するものであります。金融政策によって。したがって、むしろ恒久的な負債となる銀行券の方を分母にして自己資本比率を計算しているわけでありまして。

○藤巻健史君 しかし、発行銀行券の場合は確かに支払金利ゼロですけれども、当座預金というのは今後付利金利を上げていくことになるわけで、極めて日銀の財務内容には大きい影響を与えるわけですね、そちらを含めないで金利ゼロの方を含めるというのは非常に矛盾していると思っておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 今申し上げたとおり、今後その出口に向けて日銀当座預金上げていくという場合に、どのぐらいのスピードで上げていくか、あるいはどのぐらい大きく上げていくかというようなこと、それがどのぐらいの期間続くかということによって収益がいろいろ変化するというところで、そちらの方の収益の変化に関しては、先ほど申しました債券損失積立金の方で現在利益を平準化するというところで対応しているわけでありまして。

○藤巻健史君 それに関して、ちょっと質問通告していないのでお答えにはならなくても結構なんですけど、二〇〇三年度の日本金融学会、私も金融学会属していますけれども、金融学会で植田当時の日銀審議委員が記念講演をされているんですね。その中で植田審議委員は、このように各国の経験を振り返ってみると、中央銀行にとって健全なバランスシートを保つことは、一般論としてはその責務を全うするために必要条件でも十分条件でもないが、必要条件に近いような状況もしくは存在し得るというふうな評価ができる。要するに、バランスシートが大きくなるとしば

しばハイパーインフレが起こったということがあ
るといふことだというふうには私は理解いたしま
すけれども、そのような事態は特別であつて、今回
は絶対そういうことが起こらないという自信があ
るといふことでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 結論から申し上げます
と、その自信はあるということでございます。

○藤巻健史君 自信はないとは言えないと思うの
で、それしかないんじゃないでしょうか。

次の質問に入ります。

長期金利が1%上昇した場合、日銀の保有資
産、保有国債でいいですね、保有資産若しくは保
有国債の評価損はどのくらい、1%当たりどのく
らい評価損が出るのか、お教えいただければと思
います。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行は、国債の評
価方法については償却原価法を採用しております。
そのため、長期金利が上昇したとしても決算
上の期間損益において評価損失が計上されること
はありません。

その上で申し上げますが、二〇一六年九月末時
点における長期国債の保有状況を前提として、仮
に長期金利がイールドカーブ全般にわたって直ち
に1%上昇するケースを想定した場合、その時価
総額は二二三・八兆円程度減少するという計算に
なります。なお、同時点で保有する国債の含み損
益は十五・八兆円程度の含み益超であります。

○藤巻健史君 確かに、償却原価法を採用してい
るとはいえ、決算上は問題なくても普通はマー
ケットはきちんとやったり時価評価いたしますよ
ね。二二三・八兆円の評価損だということになれ
ば、当然自己債務超過、時価評価をしていく限り
債務超過ということになって、日銀の信託とそれ
から通貨の信託が落ちるかなと思うんです
が、それでも日銀は耐え得るという自信がありま
すでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 時価総額が今言ったよ
うに大きく減少するというケースがあるかもしれ
ませんが、それによって日銀券の信用が失

われるということとは原則としてあり得ないとい
うふうに思います。

○藤巻健史君 いや、あり得ないと断定する方が
極めて疑問なんですけど。一般的に言えば、一時
的に中央銀行が債務超過であれば、まあこれは大
丈夫かなという気もしますけれども、かなり長期
間にわたって、それも過度に債務超過額がある
ということになれば、中央銀行の信託は全くな
るんであらうと私は思います。

質問があるんですが、ちよつと二分では終わら
ないと思いますので、これで今日は終わらせてい
ただきます。

○委員(藤川政人君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

○委員長(藤川政人君) 金融商品取引法の一部を
改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生内閣
府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した金融商品取引法の一部を改正する法律案につ
きまして、提案の理由及びその内容を御説明させ
ていただきます。

情報通信技術の進展等の日本の金融及び資本市
場をめぐる環境変化に対応することが喫緊の課題
となっております。このような状況を踏まえ、本
法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明
いたします。

第一に、株式等の高速取引を行う者に対し登録
制を導入し、適切な体制整備、リスク管理、当局
への情報提供などのルール整備を行うことといた
しております。

第二に、証券取引所グループの業務の柔軟化を
行うこととしております。

第三に、上場会社による公平な情報開示に関す
るルールの整備を行うこととしております。
その他、関連する規定の整備等を行うこととし

ております。

以上が、金融商品取引法の一部を改正する法律
案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(藤川政人君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費増税を中止し、5%に戻し、生活費
非課税・応能負担の税制に関する事項

請願者 佐賀県唐津市 市丸明 外千五百
名

第九七九号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 佐賀県唐津市 横田茂 外千五百
名

第九八〇号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 飯田夏子 外千五百一名
紹介議員 市田 忠義君

第九八一号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 柴田良一 外千五百一名
紹介議員 小池 晃君

第九八二号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

第九八三号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

百一名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九七七号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 佐賀県唐津市 中島彰 外千五百
名

第九七八号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 佐賀県唐津市 市丸明 外千五百
名

第九七九号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 佐賀県唐津市 横田茂 外千五百
名

第九八〇号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 飯田夏子 外千五百一名
紹介議員 市田 忠義君

第九八一号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 柴田良一 外千五百一名
紹介議員 小池 晃君

第九八二号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

第九八三号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

第九八四号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

第九八五号 平成二十九年四月十三日受理
消費増税を中止し、5%に戻し、生活費非課
税・応能負担の税制に関する事項

請願者 福岡市 高村芳美 外千五百一名
紹介議員 倉林 明子君

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八二号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願者 福井市 笹川弘子 外千五百一十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八三号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願者 福井市 藤井弘枝 外千五百一十一名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八四号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願者 福井県坂井市 村田幸一 外千五百一十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八五号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願

請願者 福井市 村田陽子 外千五百一十一名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八六号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願者 福井市 橋本真弓 外千五百一十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第九八七号 平成二十九年四月十三日受理
消費税増税を中止し、5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制に関する請願
請願者 福井県坂井市 安田友代 外千五百一十一名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の条件が付託された。
一、金融商品取引法の一部を改正する法律案

金融商品取引法の一部を改正する法律案
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一―第二十七条の三十五）」
は公表（第二十七条の三十一―第二十七条の三十三）

五」を「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一―第二十七条の三十五）」
第二章の六 重要情報の公表（第二十七条の三十六―第二十七条の三十八）」

「第三章の四 高速取引行為者

第一節 総則（第六十六条の五十―第六十六条の五十四）
第二節 業務（第六十六条の五十五―第六十六条の五十七）
第三節 経理（第六十六条の五十八―第六十六条の五十九）
第四節 監督（第六十六条の六十―第六十六条の六十七）
第五節 雑則（第六十六条の六十八―第六十六条の七十）

第四章 金融商品取引業協会

に改める。

第二条第三項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加える。

41 この法律において「高速取引行為」とは、次に掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用する方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
二 前号に掲げる行為の委託
三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの

42 この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第二章の五の次に次の一章を加える。
第二章の六 重要情報の公表

第二十七条の三十六 第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条において「上場会社等」という。）若しくは投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する投資法人をいう。第一号において同じ。）である上場会社等の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。）（以下

この項及び次項において「上場投資法人等の資産運用会社」という。）又はこれらの役員（会計参与が法人であるときは、その社員、代理人若しくは使用人その他の従業者（第一号及び次項において「役員等」という。）が、その業務に

関して、次に掲げる者（以下この条において「取引関係者」という。）に、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（以下この章において「重要情報」という。）の伝達（重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあつては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者が行う伝達。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、取引関係者が、法令又は契約により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）、これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項及び第三項において「上場有価証券等」という。）に係る売買その他の有価の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することを行う。）又はデリバティブ取引（上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより上場有価証券等を取得することその他の内閣府令で定めるものを除く。）（第二号及び第三項において「売買等」という。）をしてはならない義務を負うときは、この限りでない。

一 金融商品取引業者、登録金融機関、信用格

付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者又はこれらの役員等（重要情報の適切な管理のために必要な措置として内閣府令で定める措置を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者として内閣府令で定める者を除く。）

二 当該上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者

2 前項本文の規定は、上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行った時において伝達した情報が重要情報に該当することを知らなかつた場合又は重要情報の伝達と同時にこれを公表することが困難な場合として内閣府令で定める場合には、適用しない。この場合においては、当該上場会社等は、取引関係者に当該伝達が行われたことを知つた後、速やかに、当該重要情報を公表しなければならぬ。

3 第一項ただし書の場合において、当該上場会社等は、当該重要情報の伝達を受けた取引関係者が、法令又は契約に違反して、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他の取引関係者に漏らし、又は当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行ったことを知つたときは、速やかに、当該重要情報を公表しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、当該重要情報を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。（公表者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七條の三十七 内閣総理大臣は、公益又は

投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、重要情報を公表した者若しくは公表すべきであると認められる者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があるとき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（公表の指示等）

第二十七條の三十八 内閣総理大臣は、第二十七條の三十六第一項から第三項までの規定により公表されるべき重要情報が公表されていないと認めるときは、当該重要情報を公表すべきであると認められる者に対し、重要情報の公表その他の適切な措置をとるべき旨の指示をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

第二十九條の二第一項第三号中「第三章の三」を「第三章の四」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（ロに規定する場合を除く。）にあつては、その旨

ロ 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあつては、その旨

ハイ及びロに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第二十九條の二第二項第一号中「及び第五号ハ」を「第五号ハ及び第七号（第六十六條の五十三第三号ハに係る部分に限る。）」に改める。

第二十九條の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第一項」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第三項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、同号ロ中「において」を「並びに第三十八條第八号において」に改め、同号ロに次のように加える。

(8) 第六十六條の六十三第一項の規定による第六十六條の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六條の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九條の四第一項第二号中「並びに第六十三條第七項第一号ハ」を「第六十三條第七項第一号ハ、第六十六條の五十三第五号イ並びに第六十六條の六十三第二項」に改め、同号ニ中「若しくは信用格付業者」を「信用格付業者」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、「第六十六條の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号ヘに次のように加える。

(8) 第六十六條の六十三第一項の規定による第六十六條の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六條の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九條の四第一項第二号中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項若しくは第六十六條の六十三第三項」に改め、同項第五号ニ中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二條の四において同じ。」を削り、同項に次の一号を加える。

七 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、第六十六條の五十三第六号ロ若しくはハ又は第七号に該当する者

第二十九条の四第二項中「第四項」を。第五項に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項第五号二」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第五号二の「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式又は持分の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第二十九条の四の二第二項中「及び第五号ハ」を「第五号ハ」に、「第五号ハ及び」を「第五号ハ」に改める。

第三十一条第一項中「及び第六号」を、「第六号及び第七号ロ」に改め、同条第四項中「又は第六号」を、「第六号又は第七号ロ」に改める。

第三十一条の三の二中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

第三十二条第五項中「第二十九条の四第四項」を「第二十九条の四第五項」に改める。

第三十二条の四中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「持株会社」の下に「第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。」を加える。

第三十三条の三第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項
イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行為を行う場合にあっては、その旨

ロ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨
第三十三条の五第一項第一号中「若しくは」を

削り、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、同項第三号中「第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。」を削る。

第三十八条第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 高速取引行為者（金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者（金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為

第三十九条の見出しを「損失補填等の禁止」に改め、同条第一項各号中「補てんし」を「補填し」に改め、同条第三項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついで」を削り、同項ただし書中「補てん」を「補填」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついで」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合には、適用しない。

第三十九条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条に規定する投資信託をいう。第六項及び第四十二条の二第六号において同じ。）の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取

引業者等（第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。）により提供されたものである場合には、適用しない。

第四十二条の二第六号中「取得又は」を「取得され、若しくは」に改め、「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）」を削る。

第五十条の二第四項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

引業者等（第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。）により提供されたものである場合には、適用しない。

第四十二条の二第六号中「取得又は」を「取得され、若しくは」に改め、「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）」を削る。

第五十条の二第四項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第五十六条の二第二項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。」を削る。

第五十七条の二第八項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

第五十九条の四第一項第一号中「若しくは第六十六条の四十二第二項」を「第六十六条の四十二第二項」に改め、「第六十六条の四十二第二項」に改め、「第六十六

条の四十二」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六十六條の六十七」を「第六十六條の六十七若しくは第六十六條の五十」に改め、同項第一号中「出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「ないこととなつた」を「なくなつた」に改める。

第六十条第一項中「この款において」を削る。

第六十条の二第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「その」を「その」に改め、同項を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

第五十九条の五第一項第二号中「その他」を「その他の」に改め、「及び」を削る。

第五十九条の六中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十条第一項中「この款において」を削る。

第六十条の二第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「その」を「その」に改め、同項を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高速取引行為に関する次に掲げる事項
イ 取引所取引業務として高速取引行為を行う場合にあっては、その旨
ロ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨

第六十条の三第一項第一号ト中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、「登録等」を「第二十九

條、第六十六條、第六十六條の二十七若しくは第六十六條の五十の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）に改める。

第六十条の三十三中「第三十六條第一項」を「第三十五條の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六條第一項」に改め、「第八号」の下に「及び第九号」を加え、「取引所取引許可業者」を「取引所取引許可業者」に、「準用する」を「それぞ

れ準用する」に改める。

第六十条の十四第二項中「第一項第六号及び第九号」を「第一項第四号、第七号及び第十号」に改める。

第六十三條第十一項及び第六十三條の三第三項各号中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九條」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加える。

第六十五條の五第二項中「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加え、「第六項」を「第七項」に、「第九項」を「第十項」に、「前項第六項」を「前項第七項」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第四項中「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。

第六十六條の十五の見出し中「損失補てん等」を「損失補填等」に改め、同条中「及び第五項」を「第四項及び第七項」に、「及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 高速取引行為者

第一節 総則

(登録)

第六十六條の五十 金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者(金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行い、又は行おうとする者に限る。)以外の者は、高速取引行為を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第六十六條の五十一 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称

四 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

五 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六條の五十三各号(第二号から第四

号まで、第五号二及び第六号ハを除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 高速取引行為に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(登録簿への登録)

第六十六條の五十二 内閣総理大臣は、第六十六條の五十の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十六條の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九條の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二 他に行う事業が公益に反すると認められる者

三 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうち第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある者

ロ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九條第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

六 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九條の四第一項第二号イからチまで又はリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者

ロ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ハ 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九條第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

七 純財産額(内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。)が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

(変更の届出)

第六十六條の五十四 高速取引行為者は、第六十六條の五十一第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

3 高速取引行為者は、第六十六條の五十一第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(業務管理体制の整備)

第六十六條の五十五 高速取引行為者は、その行う高速取引行為に係る業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六十六條の五十六 高速取引行為者は、自己の名義をもつて、他人に高速取引行為を行わせてはならない。

(業務の運営に関する規制)

第六十六條の五十七 高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な發揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でないと認められる状況にあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第六十六條の五十八 高速取引行為者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳

簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第六十六條の五十九 高速取引行為者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四節 監督

(開始等の届出)

第六十六條の六十 高速取引行為者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 高速取引行為に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき（当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く）、分割により他の法人の事業（高速取引行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一項において同じ。）の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。
- 三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。
- 四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(廃業等の届出等)

第六十六條の六十一 高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 高速取引行為者である個人が死亡したとき
- 二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき
- 三 高速取引行為者である法人が合併により消滅したとき

減したとき、その法人を代表する役員であつた者

- 四 高速取引行為者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人
- 五 高速取引行為者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
- 六 高速取引行為者である法人が分割により事業の全部を承継させたとき
- 七 事業の全部を譲渡したとき

(業務改善命令)

第六十六條の六十二 内閣総理大臣は、高速取引行為者の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該高速取引行為者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)

第六十六條の六十三 内閣総理大臣は、高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該高速取引行為者の第六十六條の五十の登録を取り消し、又は六月以内の期間を

定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十六條の五十三各号（第五号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき
- 二 不正の手段により第六十六條の五十の登録を受けたとき
- 三 高速取引行為に係る業務又はこれに付随する業務に關し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき
- 四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき
- 五 高速取引行為に係る業務に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき

第六十六條の六十四 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員（外

(報告の徴取及び検査)

第六十六條の六十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、高速取引行為者、これと取引をする者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該高速取引行為者の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該高速取引行為者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者にあつては、当該高速取引行為者の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

行為者が正当な理由がないのに、高速取引行為に係る業務を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該高速取引行為者の第六十六條の五十の登録を取り消すことができる。

第六十六條の六十五 内閣総理大臣は、第六十六條の六十三第一項若しくは第三項若しくは前条の規定により第六十六條の五十の登録を取り消し、又は第六十六條の六十三第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六十六條の六十六 内閣総理大臣は、第六十六條の六十一第二項の規定により第六十六條の五十の登録がその効力を失つたとき、又は第六十六條の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六條の六十四の規定により第六十六條の五十の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十六條の六十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、高速取引行為者、これと取引をする者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該高速取引行為者の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該高速取引行為者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者にあつては、当該高速取引行為者の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第五節 雜則

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第六十六條の六十八 高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六條の五十九の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第六十六條の六十九 第五十七條第一項及び第三項の規定は第六十六條の五十の登録について、第五十七條第二項及び第三項並びに第六十五條の六の規定は高速取引行為者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十六條の七十 第六十六條の五十から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第七十九條の五十三第一項中「各号」の下に「のいずれか」を加え、同項第四号及び同条第三項第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第八十二條第二項第二号中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項若しくは第六十六條の六十三第一項」に改める。

第八十五條の四の次に次の一条を加える。

(高速取引行為を行う者に関する調査等)

第八十五條の五 金融商品取引所は、第八十四條に定めるもののほか、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、高速取引

行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る業務は、自主規制業務とみなして、この法律(第八十四條を除く。)の規定を適用する。

第八十七條の二第二項ただし書中「こと」の下に「並びに当該金融商品取引所(以下この項において「当該取引所」という。)の属する金融商品取引所グループ(金融商品取引所及びその子会社(第八十七條の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七條の四の二第一項において同じ。)の集団をいう。以下この項及び第八十七條の四の二において同じ。))又は金融商品取引所持株会社グループ(金融商品取引所持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第六十六條の二十三において同じ。))に属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)(金融商品取引所を含む場合に限る。))に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社(当該取引所を除く。))に代わつて行うこと」を加える。

第八十七條の三に次の三項を加える。

6 第一項の規定は、金融商品取引所が、現に子会社対象会社(取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七條の四の二第二項において同じ。))以外の外国会社を子会社として行つてゐる子会社対象会社(外国会社に限る。以下この項及び第八項において「子会社対象外国会社」という。))又は特例対象持株会社(子会社対象外国会社を子会社として行つてゐる持株会社又は外国会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するものをいう。第八項において同じ。))を子会社とすることににより子会社対象会社以外の外国会社を

子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該金融商品取引所は、当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7 金融商品取引所は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合においては、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることに關し、これらの期限を延長することができる。

8 内閣総理大臣は、金融商品取引所につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該金融商品取引所が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外国会社を子会社として行つてゐる子会社対象外国会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることに關しやむを得ない事情があると認められること。

第八十七條の四の次に次の一条を加える。

(金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理)

第八十七條の四の二 金融商品取引所(子会社対象会社を子会社として行つてゐるものであつて、他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。))は、当該金融商品取引所の属する金融商品取引所グループの経営管

理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品取引所グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 金融商品取引所グループに属する会社(金融商品会員制法人を含む。))相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 金融商品取引所グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第六十六條の十二第二項第三号中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項若しくは第六十六條の六十三第一項」に改める。

第六十六條の二十三の見出しを「(業務の範囲等)」に改め、同条第二項中「子会社」を「その子会社」に、「を損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子会社である株式会社金融商品取引所及び第六十六條の十二第一項第一号イからニまでに掲げる会社の経営管理を行うこと並びに」を「当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理(当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に係るものに限る。))及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融商品取引所持株会社(他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。))は、当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第六十六條の二十三に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品取引所持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 金融商品取引所持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 金融商品取引所持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所持株会社グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第百六条の二十四に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、金融商品取引所持株会社が、現に子会社対象会社（取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国会社を子会社として子会社対象会社（外国会社に限る。以下この項及び第五項において「子会社対象外国会社」という。）又は特例対象持株会社（子会社対象外国会社を子会社としている持株会社又は外国会社であつて持株会社と同種のものの若しくは持株会社に類似するものをいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該金融商品取引所持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 金融商品取引所持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が

到来する場合に、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができ

5 内閣総理大臣は、金融商品取引所持株会社に

一 当該金融商品取引所持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外国会社を子会社としている子会社対象外国会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第百九条中「第百六条の二十三第二項」を「第百六条の二十三第三項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第百四十七條第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「昭和二十二年法律第五十四号」を加える。

第百五十五條の三第二項第三号中「若しくは第六十六條の四十二第一項」を「第六十六條の四十二第一項」に改め、「第六十六條の四十二第一項」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六條の六十四の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六十六條の二十

六条の五十」に改める。

第百五十六條の四第二項第三号、第百五十六條の四第二項第三号及び第百五十六條の四第二項第三号中「若しくは第六十六條の四十二第一項」を「第六十六條の四十二第一項若しくは第六十六條の六十三第一項」に改める。

第百五十六條の二十五第二項第四号中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項」に改め、「第六十六條の四十二第二項」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項若しくは第六十六條の六十四の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加える。

第百六十七條第四項中「第二十七條の三第二項（第二十七條の二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）」を「第二十七條の十四第一項」に改める。

第百六十八條中「信用格付業者」の下に、「高速取引行為者」を加える。

第百九十条第一項中「第二十七條の三十五第一項」の下に「第二十七條の三十七第一項」を、「第六十六條の四十五第一項」の下に「第六十六條の六十七」を加える。

第百九十四條の五第二項中「金融商品仲介業者」の下に「高速取引行為者」を加える。

第百九十四條の七第二項第三号の二の次に次の三の三 第六十六條の六十七の規定による権限（第二條第四十二項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。）

第百九十四條の七第三項中「第二十七條の三十五」の下に「第二十七條の三十七」を、「第六十六條の四十五第一項」の下に「第六十六條の六十七」を加える。

第百九十八條第一号中「若しくは第六十六條の六十七」を「第六十六條の六十七若しくは第六十六條の五十」に改め、同条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 第六十六條の五十の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずに高速取引行為を行つた者

三の四 第六十六條の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせた者

第百九十八條第五号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第百九十八條の五中「信用格付業者」及び「金融商品取引業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者」の下に「高速取引行為者」を加え、同条第二号中「又は第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項又は第六十六條の六十三第一項」に改める。

第百九十八條の六第一号中「第六十六條の二十八」の下に「第六十六條の五十一」を加え、同条第三号中「第六十六條の三十七」の下に「第六十六條の五十八」を加え、同条第四号中「第六十六條の三十八」の下に「第六十六條の五十九」を加え、同条第八号中「又は第六十六條の四十一第一項若しくは第四項」を「第六十六條の四十一第一項若しくは第四項又は第六十六條の六十一第一項」に改め、同条第十号及び第十一号中「第六十六條の四十五第一項」の下に「第六十六條の六十七」を加える。

第二百条第十五号中「第三十九條第五項」を「第三十九條第七項」に改める。

第二百五條第五号及び第六号中「第二十七條の三十五第一項」の下に「第二十七條の三十七第一項」を加え、同条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 第二十七條の三十八第二項の規定による命令に違反した者

第二百五條の二の三第一号中「第六十六條の三十一第一項若しくは第三項」の下に「第六十六條の五十四第一項若しくは第三項、第六十六條の六十」を加え、「若しくは第六十五條の八十八」を「又は第六十五條の八十八」に改め、同条第十二号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二百八條中「若しくは金融商品仲介業者」を

「金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「若しくは外国法人である特例業務届出者」を、「外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者」に改め、同条第五号中「第六十六条の四十一」の下に、「第六十六条の六十二」を加え、同条第十六号中「若しくは」を「又は」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に高速取引行為（この法律による改正後の金融商品取引法（以下「新法」という。）第二十四条十一項に規定する高速取引行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行つてゐる金融商品取引業者（新法第二十一条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。）を、登録金融機関（同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は取引所取引許可業者（新法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第二十九条の二第一項第七号（ロを除く。）、第三十三条の三第一項第六号又は第六十条の二第一項第四号に掲げる事項について変更があつたものとみなして、それぞれ新法第三十一条第一項、第三十三条の六第一項又は第六十条の五第一項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、これらの規定による届出をしないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2 この法律の施行の際現に高速取引行為を行つてゐる金融商品取引業者（新法第二十九条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、新法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業及び同条第四項に規定する投資運用業を行つてゐない場合において、同条第二項に規定する第二種金融商品取引業として高速取引行為を行つてゐる者をいう。以下この項において同じ。）については、施行日において新法第二十九条の二第一項第七号ロに掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に当該事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、当該事項について同項の変更登録を受けなくても、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

3 前二項の規定により高速取引行為を行う金融商品取引業者等（新法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。又は取引所取引許可業者についての新法第三十八条第八号（新法第六十条の十三において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定の適用については、同号中「政令で定める者」とあるのは、「政令で定める者及び金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）附則第二条第一項又は第二項の規定により高速取引行為を行う者」とする。

第三条 この法律の施行の際現に高速取引行為を行つてゐる者（新法第六十六条の五に規定する金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者を除く。）は、施行日から起算して六月を経過する日までの間（その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合には、当該登録又はその拒否の処分までの間）は、同条の登録を受けなくても、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2 前項の規定により高速取引行為を行う者についての新法第三十八条第八号の規定の適用については、その者は、同号に規定する高速取引行為者とみなす。

第四条 新法第六十六条の五十九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書について適用する。（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加える。

第二条の二中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項」を、「第四項、第六項及び第七項」に、「補てん」を「補填」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。（農業協同組合法等の一部改正）

第六条 次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項並びに」を、「第四項、第六項及び第七項並びに」に改める。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五、第十一条の二十七及び第九十二条の五

二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一号の五

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三、第五十九号の七及び第九十五号の五

六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九号

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第七条 次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等）」を、「第四項、第六項及び第七項（損失補填等）」に改める。

一 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二

二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七号の二

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第九十四号の二

五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四、第五十二号の二の五及び第五十二号の四十五の二

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号。附則第二十四条において「平成二十九年銀行法等改正法」という。）の施行の日が施行日前である場合には、前条第一号中「第六条の五の二」とあるのは、「第六条の五の十一」とする。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百九十七号中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「第五項」を「第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第二百三十三号の三第五項及び第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二百四十五号第四号中「第三十九号第五項」を「第三十九号第七項」に改める。（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号（中「業務」の下に「又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株式会社グループに属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む）に共通する業務」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第六十六条の四十第一項の届出」の下に、「同法第六十六条の五十の登録、同法第六十六条の五十四第一項若しくは第六十六条の六十一第一項の届出」を加える。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第十二条 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「同条第八項に規定する」の下に「金融商品取引業に係る」を、「同条第十一項に規定する」の下に「金融商品仲介業に係る」を加え、「第三十三条の五第一項第三号に規定する」を「第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る」に、「第七十九条の七第一項に規定する」を「第七十九条の七第一項各号に掲げる業務に係る」に、「又は第五百五十六条の二十七第一項に規定する」を「に規定する業務又は同法第五百五十六条の二十七第一項各号に掲げる業務に係る」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十三条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「及び第五項」を、「第四項、第六項及び第七項」に、「次項」を「第五項」に改める。

第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条中「及び第五項」を、「第四項、第六項及び第七項」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正に伴う調整規定）

第十四条 施行日が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行の日前である場合には、前条中「第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条」とあるのは、「第四十条の二第五項」とする。

2 前項の場合において、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律のうち、不動産特定共同事業法第四十条の二第五項の次に一項を加える改正規定、同法第四章の二を第六章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第六十条に係る部分に限る。及び同法第四章の次に一章を加える改正規定（第五十条第一項に係る部分に限る。中「及び第五項」とあるのは、「第四項、第六項及び第七項」とする。

（保険業法の一部改正）

第十五条 保険業法（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三百条の二中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等）」を、「第四項、第六項及び第七項（損失補てん等）」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十六条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「損失補てん等」を「第四項及び第六項を除く。（損失補てん等）」に改める。

第二百九十七号条第二号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

（信託業法の一部改正）

第十七条 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等）」を、「第四項、第六項及び第七項（損失補

てん等）」に、「の補てん」を「の補填」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

附則第五十五条第一項及び第七十四条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

附則第二百二十二条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号（新金融商品取引法）」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号（同法）」に、「新金融商品取引法第五十二条第一項（新金融商品取引法）」を「同法第五十二条第一項（同法）」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

第五十二条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項及び第五百七十七条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第二十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二号条第三項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二十一条 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第二号並びに第三十八号の二」を、「第二号、第七号」に、「第三十八号の二」を「第三十八号第七号」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第二十一条 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三号条第二項中「場合」の下に「次項に規定する場合を除く。」を加え、同条第四項中「第三十八号（第一号に係る部分に限る。及び第三十九号）」を「第三章第一節第五款、第三十六号第一項、第三十七号（第一項第二号を除く。）、第三十七号の三（第一項第二号を除く。）、第三十七号の四、第三十八号（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九号（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十一条の三、第四十二条の三の二、第四十二条の七及び第四十五条」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十三条 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「コ」を「エ」に改め、同項第三号中コをエとし、ヨからフまでをタからコまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 高速取引行為者（金融商品取引法第二十四条第二項に規定する高速取引行為者をいう。）

第四条第一項第十六号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。

（金融庁設置法の一部改正に伴う調整規定）

第二十四条 平成二十九年銀行法等改正法の施行の日が施行日前である場合には、前条のうち、金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「コ」を「エ」とあるのは「テ」を「ア」と、「コ」を「エ」とし、ヨからフまでをタからコマでとし、カ」とあるのは「テをアとし、レからエまでをソからテまでとし、タ」と、同項第三号カの次に次のように加える改正規定中「ヨ」とあるのは「レ」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年銀行法等改正法附則第十九条のうち金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは「コ」を「テ」と、「エをアとし、ホからコマでをトからテまで」とあるのは「コをテとし、ホからフまでをトからエまで」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（検討）

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。